

令和6年度調査研究報告書

安全運転管理業務の教養資料作成に関する
調査研究

報 告 書

令和7年3月

自動車安全運転センター

はじめに

道路交通法では、自動車の使用者は、一定台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者や副安全運転管理者を選任しなければならないと定めています。現在、全国の安全運転管理者選任事業所は約 39 万カ所、管理下運転者数は約 869 万人となり、近年増加を続けています。

この安全運転管理者制度は、昭和 40 年に制定されたものです。令和 3 年には、千葉県八街市における悲惨な死亡事故をふまえ、道路交通法施行規則が改正され、安全運転管理者の業務として、運転者の酒気帯びの有無の確認及びその記録の保存、並びに、検知器を用いた運転者の酒気帯びの有無の確認及び検知器の有効保持が義務化されました。

安全運転管理者が担う役割は、事業所の安全運転の確保という大変重要なものです。したがって、安全運転管理者は、制度および制度で定められた業務の内容を深く理解したうえで、業務を遂行する必要があります。

そこで本調査研究では、業態にかかわらずいかなる事業所においても、安全運転管理者の業務について効果的に理解を深められるような教養 DVD を作成することとしました。さらに、全国の安全運転管理者を対象として、業務の実践状況に関する調査を実施し、教養 DVD 作成のための検討資料としました。

本報告書は、主に安全運転管理者における業務の実践状況の調査結果を取りまとめたものです。安全運転管理者及び安全運転管理者選任事業所、並びに、安全運転管理者に係る対策を担当される方々におかれましては、教養 DVD と併せて、本報告書の内容をご活動に役立てていただけますと幸甚でございます。

末筆ではございますが、本調査研究にご参加くださり、ご指導いただいた委員の皆さま方、並びにご協力いただいた関係各位に深く感謝の意を表します。

令和 7 年 3 月

自動車安全運転センター
理事長 種 谷 良 二

令和6年度調査研究

「安全運転管理業務に関する教養資料作成に関する調査研究」委員会委員等名簿

(順不同、敬称略)

(委員会委員)

委員長	松浦 常夫	実践女子大学名誉教授
委員	菅野 裕	神奈川県警察本部交通部交通総務課課長補佐交通心理分析係
〃	野藤 智	自動車安全運転センター安全運転中央研修所講師 ((株) ムジコ・クリエイト東京営業所所長)
〃	森 健二	科学警察研究所交通科学部部付主任研究官

(事務局)

石川	博敏	自動車安全運転センター顧問
鈴木	基之	自動車安全運転センター理事 (令和6年11月～)
遠藤	顕史	自動車安全運転センター理事 (～令和6年8月)
平野	雄介	自動車安全運転センター総務部長 (令和6年8月～11月)
小菅	律	自動車安全運転センター総務部調査役 (調査研究担当)
倉内	麻美	自動車安全運転センター調査研究課係長
東野	美佐子	社会システム株式会社社会経済部課長
向井	伸一	社会システム株式会社社会経済部課長
吉澤	智幸	社会システム株式会社社会経済部課長補佐

目 次

第 1	調査研究の概要	1
第 2	調査研究の目的と方法	3
1	目的.....	3
2	スケジュール.....	3
第 3	安全運転管理者業務の実施状況に関する調査	4
1	調査の概要.....	4
(1)	目的.....	4
(2)	調査の対象と調査の方法.....	4
(3)	調査項目.....	4
(4)	業務別の回答のとりまとめ方法.....	5
2	調査対象事業所の概要.....	6
(1)	業種.....	6
(2)	車両の使用用途.....	7
(3)	管理下運転者数.....	7
(4)	従業員数.....	8
(5)	所在の地域.....	8
3	安全運転管理者の業務別の回答状況.....	9
(1)	業務 1 : 運転者の適性等の把握.....	9
(2)	業務 2 : 運行計画の作成.....	18
(3)	業務 3 : 交替運転者の配置.....	27
(4)	業務 4 : 異常気象時等の安全運転の確保.....	32
(5)	業務 5 : 点呼等による日常点検と健康状態の確認と指示.....	41
(6)	業務 6 : 運転前後の酒気帯びの有無の確認.....	50
(7)	業務 7 : 酒気帯び確認の記録・保存と検知器の有効保持.....	56
(8)	業務 8 : 運転日誌の備付けと記録.....	57
(9)	業務 9 : 運転者への安全運転の指導.....	58
第 4	まとめ	70

第1 調査研究の概要

道路交通法 74 条の 3 より、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、「安全運転管理者」の選任を行わなければならないとされている。しかし、安全運転管理者制度の対象となるのは、小規模の事業所も多い。したがって、このような小規模な安全運転管理者選任事業所においても、制度について効率的に周知し教養が実施できる資料が求められている。

そこで、本調査研究では、全国の安全運転管理者および安全運転管理者選任事業所を対象とする、安全運転管理者業務に関する教養資料（DVD）を作成した。これによって、安全運転管理者が自らの業務に対する理解を深め、安全運転を確保することを支援することを目的とするものであった。

教養資料の作成に先立ち、安全運転管理者選任事業所等における実態を把握するため、安全運転管理者選任事業所の安全運転管理者を対象として、9つの安全運転管理業務の実施状況について WEB アンケートを実施した。110 人の安全運転管理者から得られた回答について、自由記述で入力された回答について、重複する内容をまとめて要素を抽出した。得られた結果の概要を図 1 に示した。

<図1 安全運転管理者の業務に関する実態調査結果のまとめ>

※10人以上から回答があったもののみを示した。



第2 調査研究の目的と方法

1 目的

道路交通法 74 条の 3 より、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、「安全運転管理者」の選任を行わなければならないとされている。しかし、安全運転管理者制度の対象となるのは、小規模の事業所も多い。したがって、このような小規模な安全運転管理者選任事業所においても、制度について効率的に周知し教養が実施できる資料が求められている。

そこで、全国の安全運転管理者および安全運転管理者選任事業所を対象とする、安全運転管理者業務に関する教養資料（DVD）を作成する。これによって、安全運転管理者が自らの業務に対する理解を深め、安全運転を確保することを支援することを目的とするものである。

2 スケジュール

調査研究のスケジュールを図 2 に示した。

<図 2 調査研究のスケジュール>

項目	年月									
	令和 6 年							令和 7 年		
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
①計画・準備	→									
②安全運転管理者業務の実施状況の調査										
(ア) 調査の実施							→			
(イ) 結果のとりまとめ							●			
③DVD作成							→	→		
④委員会等の開催				●					●	
⑤報告書等の作成							→	→		

第3 安全運転管理者業務の実施状況に関する調査

1 調査の概要

(1) 目的

「安全運転管理業務の教養資料作成に関する調査研究」における教養資料の作成に先立ち、安全運転管理者選任事業所等における実態を把握するため、安全運転管理者選任事業所の安全運転管理者を対象として、安全運転管理業務の実施状況についてWEBアンケートを行うこととした。

(2) 調査の対象と調査の方法

2024年11月上旬に、自動車安全運転センターの都道府県方面事務所51か所から、安全運転管理者をおく事業所（但し、運行管理者をおかない）各2～3社の紹介を受け、合計149社に対して書面（郵送）にてWEBアンケートへの回答を依頼した。回答の期間は2024年11月15日～12月6日で、各事業所の安全運転管理者1名に回答を求めた。回答は、110社（74%）の安全運転管理者から受信した。

(3) 調査項目

調査項目は、下記の通り、調査対象事業所の特徴に関する5項目と安全運転管理業務の実施状況に関する17項目で構成した。前者は多肢選択式、後者は自由記述式とした。WEBアンケートの具体的な調査内容は巻末資料1に示した。

ア 調査対象事業所の特徴に関する項目

- 業種（問2（1））
- 使用用途（問2（2））
- 管理下運転者数（問2（3））
- 従業員数（問2（4））
- 事業所が所在する都道府県（問2（5））

イ 安全運転管理業務の実施状況に関する項目

- 運転適性等の把握（問3）
把握の方法と活用方法
- 運行計画の作成（問4（1）、（2））
運行計画の立案と把握の方法、運行計画の確認のポイント
- 交替運転者の配置（問5）

配置の条件と状況

- 異常気象時の安全運転の確保（問6（1）、（2））
異常気象時等の情報の伝達方法、指示内容
- 点呼等による健康状態の確認と日常点検（問7（1）～（4））
健康状態の確認方法、車両等の点検方法、点検簿の形態、点検簿の様式
- 運転前後の酒気帯びの有無の確認（問8）
確認の方法
- 酒気帯び有無の確認の記録・保存と検知器の有効保持（問9（1）、（2））
酒気帯び確認記録簿の管理形態、同記録簿の様式
- 運転日誌の備付けと記録（問10（1）、（2））
運転日誌の管理形態、様式
- 運転者への安全運転指導（問11（1）、（2））
安全運転教育のタイミング、事故・ヒヤリハット情報の共有方法

（4）業務別の回答のとりまとめ方法

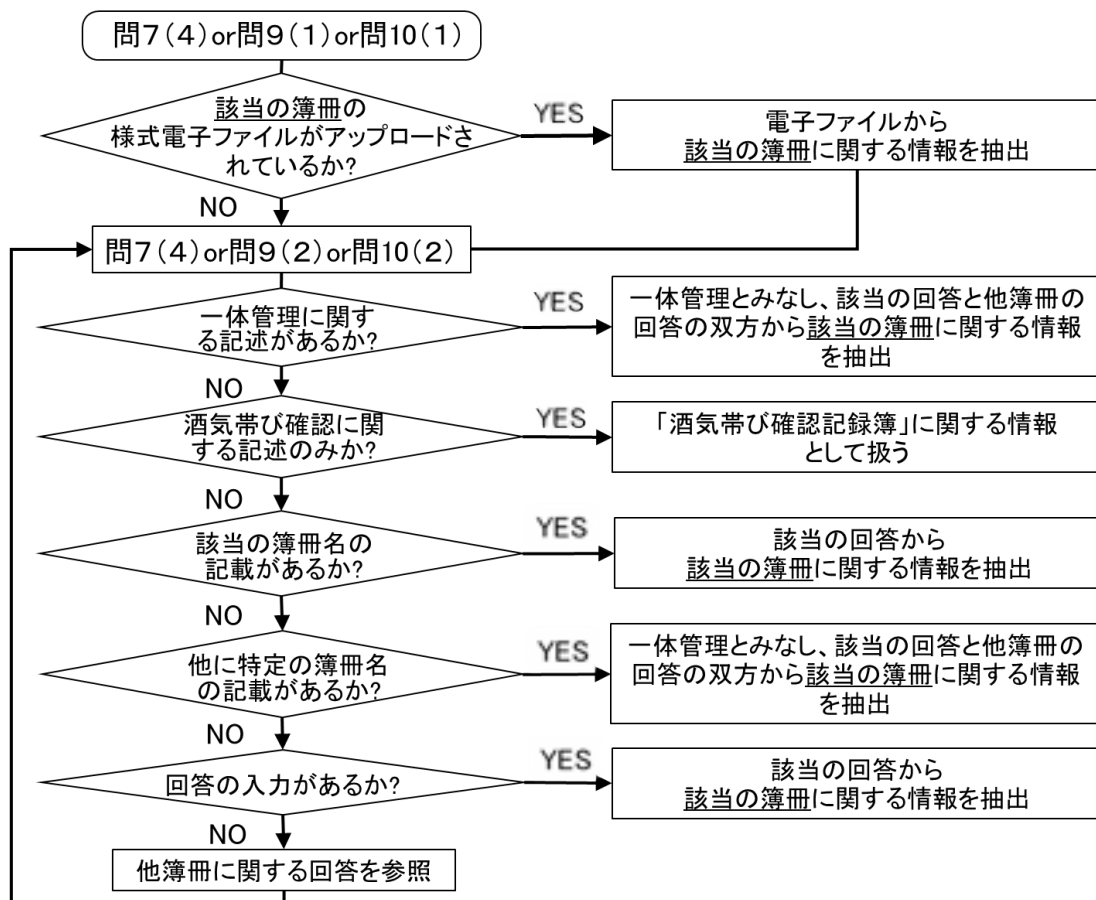
安全運転管理業務に関して尋ねた17項目については、9つの業務別に分けて回答状況を述べた。各項目への回答には重複する内容が多かったことから、重複する実施内容の要素を抽出し、その要素を含む回答を行った者の人数を示した。1つの回答が2つ以上の要素に該当する場合もあった。

回答形式が自由記述であったことから、その要素が回答に含まれていなかったことがその要素を実施していないことを意味するわけではないことに留意すべきである。例えば、実際はその要素を実施していたとしても、回答時に思いつかなかった、その業務に該当する内容だと思わなかったといった場合もありうる。

前述の通り、（5）点呼等による日常点検と健康状態の確認と指示、（7）酒気帯び確認の記録・保存と検知器の有効保持、（8）運転日誌の備付けと記録の3業務では、それぞれの簿冊についても尋ねたが、それぞれ名称が事業所によって様々であったため、以降では、（5）の業務に関する簿冊は「点検簿」、（7）の業務に関する簿冊は「酒気帯び確認記録簿」、（8）の業務に関する簿冊は「運転日誌」と統一して称することとした。

これら3種の簿冊は、必ずしも別々ではなく、複数の簿冊が一体で管理されている場合もあった（例えば点検簿は運転日誌に掲載されている等）。業務ごとに情報を別々に抽出するため、フローチャートに基づいて回答内容を分類した。分類のフローチャートは図3-1に示した。

<図 3-1 各簿冊に関する情報抽出のためのフローチャート>

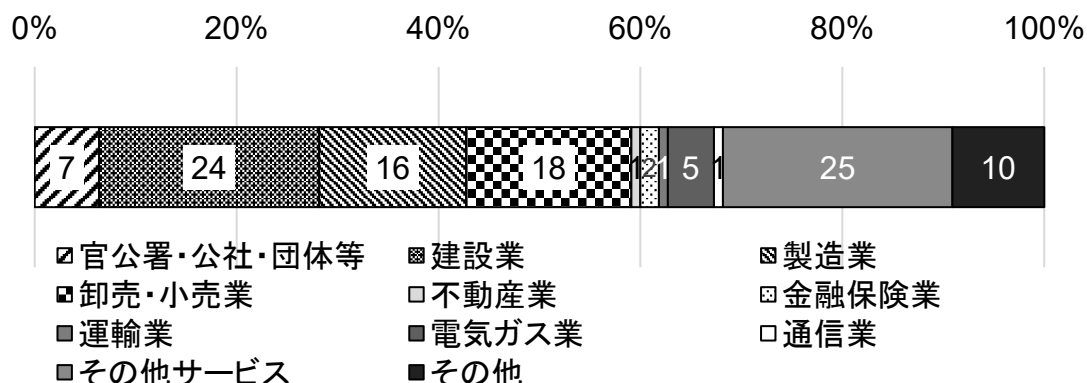


2 調査対象事業所の概要

(1) 業種

回答者が所属する事業所の業種について、回答の分布は、図 3-2-1 の通りであった。その他サービス業が 25 人 (23%)、建設業が 24 人 (22%)、卸売・小売業が 18 人 (16%)、製造業が 16 人 (15%)、その他が 10 人 (9%)、官公署・公社・団体等が 7 人 (6%)、電気ガス業が 5 人 (5%)、金融保険業が 2 人 (2%)、不動産業と運輸業が各 1 人 (1%) であった。「その他」を選択した人の回答では、高速道路のパトロール、道路維持管理、計装機器販売、自動車学校、測量設計コンサルタント、医療・福祉、産業廃棄物処理、協同組合といったものが挙げられていた。

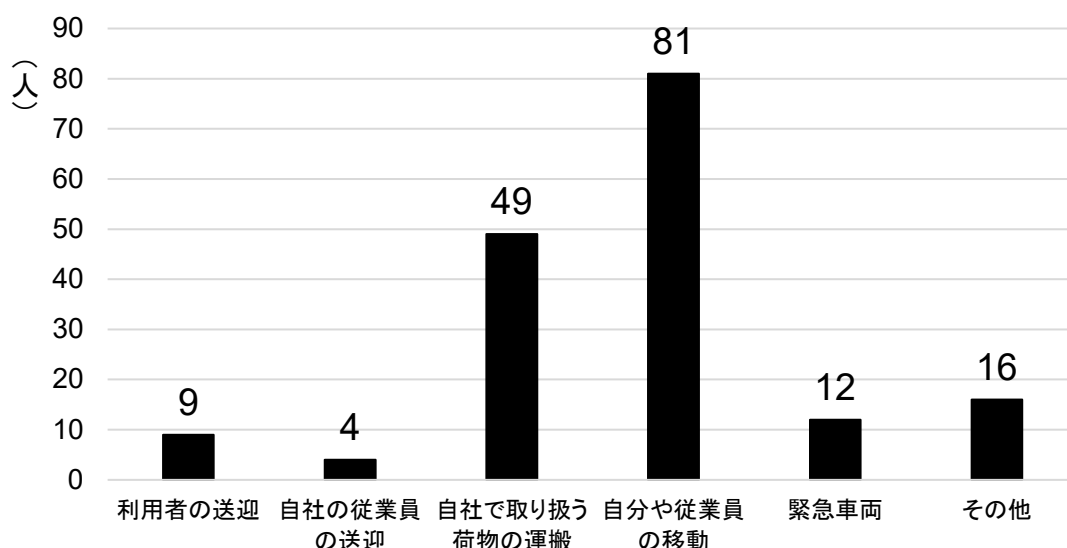
<図3-2-1 回答者の所属する事業所の業種>



(2) 車両の使用用途

回答者が管理する車両の使用用途について、回答の分布は、図3-2-2の通りであった（複数回答可能）。自分や従業員の移動81人、自社で取り扱う荷物の運搬49人、その他16人、緊急車両12人、利用者の送迎9人、自社の従業員の送迎4人であった。「その他」を選択した人の回答では、自動車学校の教習、道路清掃車、道路パトロール車、試乗、自社での業務、灯油の配送、工事車両、電気設備点検訪問、販売車、重機の運搬といったものが挙げられていた。

<図3-2-2 回答者が管理する車両の使用用途>



※複数回答可

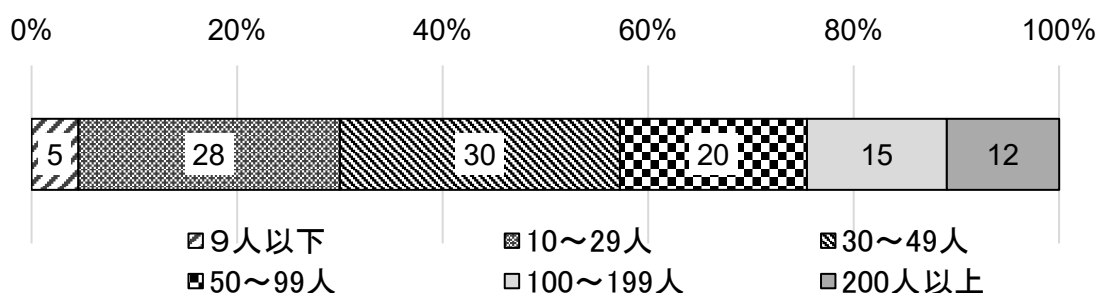
(3) 管理下運転者数

回答者の管理下運転者数について、回答の分布は、図3-2-3の通りで

あった。30～49人が30人（27%）、10～29人が28人（25%）、50～99人が20人（18%）、100～199人が15人（14%）、200人以上が12人（11%）、9人以下が5人（5%）であった。

全国における安全運転管理者1人あたりの管理下運転者数は22.2人（令和6年交通安全白書による）であることから、本調査の回答者が所属する事業所は、平均よりも規模の大きい事業所であったことに留意が必要である。

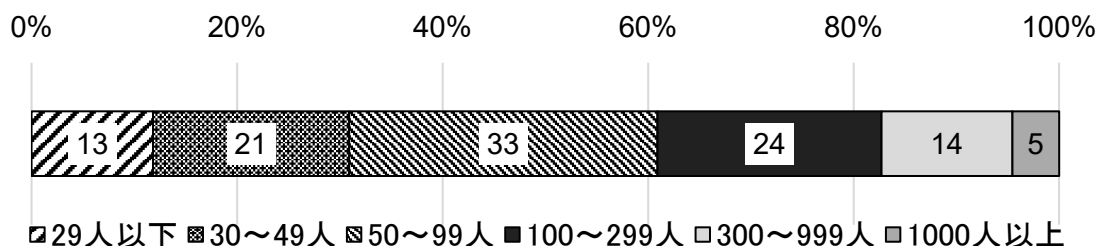
＜図3-2-3 回答者の管理下運転者数＞



（4）従業員数

回答者の所属する事業所の全従業員数（運転をしない従業員も含む）について、回答の分布は、図3-2-4の通りであった。50～99人が33人（30%）、30～49人が21人（19%）、100～299人が24人（22%）、300～999人が14人（13%）、29人以下が13人（12%）、1000人以上が5人（5%）であった。

＜図3-2-4 回答者の所属する事業所の従業員数＞



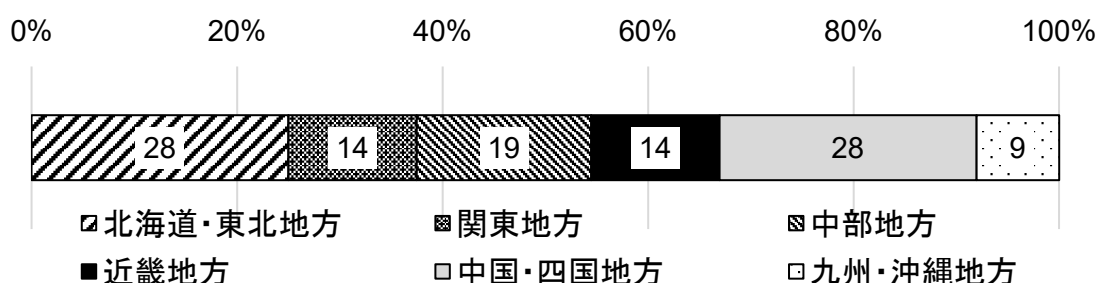
（5）所在の地域

回答者の所属する事業所の所在地域について、回答の分布は、図3-2-5の通りであった。回答は都道府県を選択するものであったが、北海道・青森県・岩手県・秋田県・宮城県・福島県の6道県を北海道・東北地方に、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県を

関東地方に、新潟県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・長野県・山梨県・静岡県・愛知県の9県を中部地方に、滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・三重県・和歌山県の7府県を近畿地方に、鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・香川県・愛媛県・徳島県・高知県の9県を中国・四国地方に、福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県の8県を九州・沖縄地方と分類した。

北海道・東北地方が28人(25%)、関東地方が14人(13%)、中部地方が19人(17%)、近畿地方が14人(13%)、中国・四国地方が23人(21%)、九州・沖縄地方12人(11%)であった。

＜図3-2-5 回答者の所属する事業所の所在地域＞



3 安全運転管理者の業務別の回答状況

以下では、9つの安全運転管理者業務別に、回答状況を記載した。1「(4)業務別の回答のとりまとめ方法」に記した通り、重複する実施内容の要素を抽出した。各要素についての説明では、実際の回答を一部引用した。引用文中では、各要素に該当する部分のみを抽出しており、必ずしもすべてが回答全文を引用しているものではない。引用においては、【】に示した番号は回答者の整理番号を、末尾の()内には順に、回答者の所属する事業所の業種、管理下車両の主な使用用途を示した。

(1) 業務1：運転者の適性等の把握

「運転者の適性等の把握」という業務に関しては、1項目(問3)で回答を求めた。回答においては、運転者の適性等を把握する方法と、それによって得た情報の活用方法について述べられていた。両者は連続的で不可分なものであるため、1つの回答に双方の要素が含まれる場合が多かったが、わかりやすさのため、下記では、「ア 運転者の適性等の把握の方法」、「イ 運転者の適性等の把握により得た情報の活用」に分けて記した。特に「同乗チェック・指導」に関しては、把握と情報の活用が不可分である

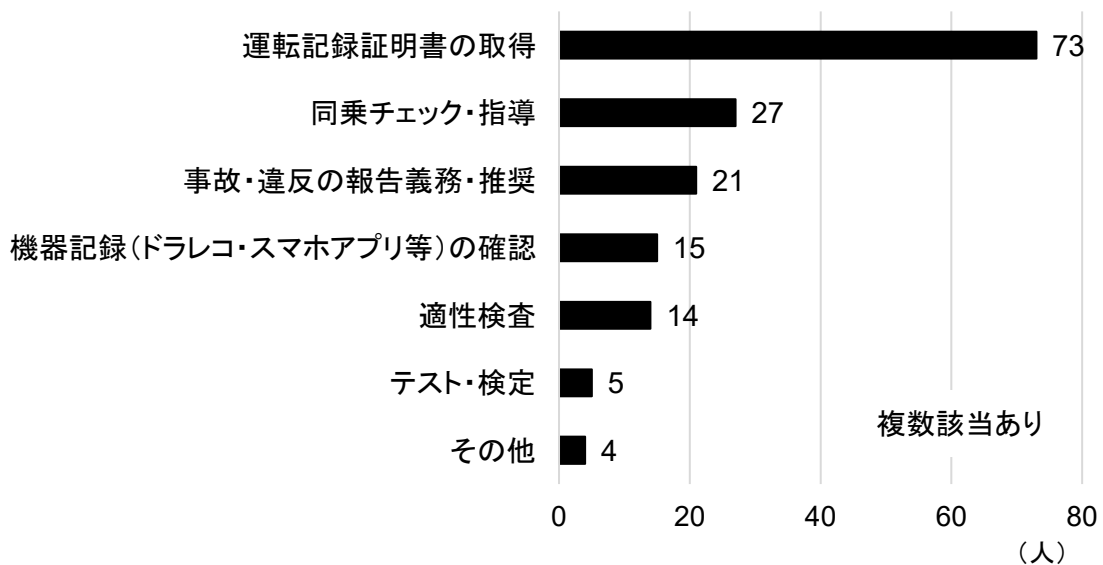
ため、同じものを「ア 運転者の適性等の把握の方法」と「イ 運転者の適性等の把握により得た情報の活用」の双方に記した。

また、後者には、後述「(9) 運転者への安全運転指導」に対する回答と重複する点が多くみられたが、本報告書においては、各項目に対する回答をそのままそれぞれの業務に対する回答として分類した。

ア 運転者の適性等の把握の方法

「運転者の適性等の把握」という業務に関して、把握の方法と活用の方法についての回答状況を図3-3-1-1に示した。抽出した要素は、(ア) 運転記録証明書の取得、(イ) 同乗チェック・指導、(ウ) 事故・違反の報告の義務・推奨、(エ) 機器記録（ドラレコ・スマホアプリ等）の確認、(オ) 適性検査、(カ) テスト・検定であった。(ア)～(カ)に分類できなかった内容は、(キ) その他で説明する。

＜図3-3-1-1 運転者の適性等の把握の方法に関する回答＞



(ア) 運転記録証明書の取得

「運転記録証明書の取得」を挙げた人は73人と最も多かった。運転記録証明書は、過去1・3・5年の交通違反、交通事故、運転免許の行政処分の記録について証明するもので、自動車安全運転センターが発行する。取得頻度を入力した人のうち、30人が「年1回」、2人が「3年に1回」、2人が「1年に2回」と回答した。

運転記録証明書の活用方法として挙げられた内容を大別すると、従

業員の運転記録証明書の内容に応じて、①従業員個々に対応、②事業所単位で回数が多い事故・違反に注目し、集団での教育・教養・研修、③分析・統計結果の回覧・周知、④その他であった。詳細は、後掲の「イ 運転者の適性等の把握により得られた情報の活用方法」でも述べる。

回答例

- 【No. 22】 運転記録証明書を年一回取り寄せて、分析資料のうち違反回数が1回以上の者に対しては、指導教育を行い、逆に違反なしの者に対しては、表彰状と記念品を渡し、評価を讃えている。(その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, その他)
- 【No. 29】 年1回の運転記録証明書の分析資料の取得による分析し、次年度の安全衛生管理計画書に反映(電気ガス業、用途：自分や従業員の移動, 緊急車両)
- 【No. 32】 運転記録証明書の分析資料のうち、回数が多い違反に注目し、面談を実施している(その他：計装機器販売、メンテナンス他、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 62】 運転記録証明書を取り寄せることで、社用車だけでなくプライベートでの事故防止にも意識づけを行っている(製造業、用途：自社の従業員の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 84】 運転記録証明書を分析し違反内容などを加味した研修を実施し、定期的に受講させている。(不動産業、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動)

(イ) 同乗チェック・指導

「同乗チェック・指導」を挙げた人は27人であった。これは、安全運転管理者や上司が、管理下運転者の運転する車に同乗して、運転の様子を確認・指導するものであった。

同乗チェック・指導の①対象としては、「若年者(30歳未満、20歳代、免許取得後5年未満)」、「事故違反者」、「新規配属者」が挙げられた。②実施者としては、「役職者」、「安全運転管理者」、「直属の上長」が挙げられた。③頻度としては、「年1回」、「定期」、「年30回」、「月1回」、「年2回」が挙げられた。

回答例

- 【No. 38】 できる限り同乗して安全確認や運転技能について指導している(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 49】 安全運転管理者同乗による運転チェック(月数回程度)(その他)

サービス業、用途：自分や従業員の移動, 緊急車両)

- 【No. 100】月1回以上、後部座席に同乗し、チェックをしている。また、新入社員についても同様にチェックしている（その他サービス業、用途：緊急車両）
- 【No. 103】指定運転者制度があり、安全運転管理者の添乗確認による採点により許可。免許取得5年未満の方への毎年の添乗確認。（電気ガス業、用途：自分や従業員の移動）
- 【No. 104】年2回くらい助手席に同乗して運転ぶりを社内運転用チェックシートを活用し、指導している。（その他サービス業、用途：その他:電気設備点検訪問）

(ウ) 事故・違反の報告の義務・推奨

「事故・違反の報告を義務付けているまたは推奨している」を挙げた人は21人であった。これは、交通事故や交通違反があった場合、安全運転管理者や上司に報告を求めるもので、社内で義務化している場合も推奨としている場合もあった。また、報告する事故・違反については、社用車運転中のみならず、私用の運転中を含む場合もあった。

回答例

- 【No. 2】事故や違反について書面での報告を求めており、発生の原因等について分析を行うとともに、運転記録証明書の分析等も活用しアドバイスをを行っている。（建設業、用途：自分や従業員の移動）
- 【No. 34】違反、事故が発生した場合は、速やかに運転管理者または上司への報告することが社内規程で定められているため、報告を受けた場合は、状況を精査し個別指導や社員への注意喚起を行っている。（その他サービス業、用途：自分や従業員の移動）
- 【No. 67】業務中はもちろん通勤、プライベートでの事故や交通違反などの報告してもらい次の大きな事故にならないように皆で共有しています。（その他:医療, 福祉、用途：利用者の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, 緊急車両）
- 【No. 77】また事故があった場合に事故報告書を本人に作成させ会議等で社員に通知報告している。（建設業、用途：自分や従業員の移動）
- 【No. 101】事故、違反があった場合の報告制度を実施している。（卸売・小売業、用途：自分や従業員の移動）

(エ) 機器記録（ドラレコ・スマホアプリ等）の確認

「機器記録（ドラレコ・スマホアプリ等）の確認」を挙げた人は15

人であった。多くはドライブレコーダーの記録を見て確認するという内容であったが、加えて危険な運転行動を検出して記録するソフトやアプリを用いている、定点カメラの映像を確認していることも挙げられていた。確認する行動の対象としては、「危険挙動」、「速度・一時停止・進入禁止」、「ヒヤリハット」といったことが挙げられた。

回答例

- 【No. 4】 ドラレコの確認(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 36】 日々の運転については、iPhoneに組み入れた「交通安全アプリ」により、速度・一時停止。進入禁止の状況を安管・副安管に開示し、違反率の高い者については個別指導(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 48】 通信型ドライブレコーダーにより、安全運転度合いを点数化して指導している(電気ガス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 70】 社内安全運転委員会でドライブレコーダーを元にした運転指導や注意喚起を行っている。また、社内定点カメラによる敷地外に出る時の一時停止状況から指導を行っている。(電気ガス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, その他:灯油の配送)
- 【No. 108】 車両に備え付けられた運行管理システムから、急制動や急加速など危険挙動時の動画を再生し状況の掌握。上記システムから算出される運転スコアや個人別の運転傾向を確認し個人別に指導(卸売・小売業、用途：自社の従業員の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(オ) 適性検査

「適性検査」を挙げた人は14人であった。対象としては新規採用者や事故違反者、実施方法は外部委託という回答が、内容としては、運転適性検査、適性診断、ドライバーズドックが挙げられた。

回答例

- 【No. 13】 年1回の自動車事故防止対策機構の適性診断(その他:高速道路のパトロール、用途：緊急車両)
- 【No. 44】 事故、違反者については適性検査を再度受けさせ、情報や同乗チェックで適性を再確認をする。(その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 66】 従業員の事故違反時に報告頂く、その後事故違反者には自動車学校で適性検査を実施(製造業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 75】 運転適性検査の実施と結果の解説については外部機関に委託し

ている(官公署・公社・団体等、用途：自分や従業員の移動)

(カ) テスト・検定

法令の知識や安全運転技能等について、テストや検定を実施していると回答したのは5人であった。

回答例

- 【No. 9】 運転適性、法令に関するテストの年1回程度実施している(その他サービス業、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動)
- 【No. 41】 運転技術は技能検定等で確認。(その他:自動車学校、用途：その他:生徒の教習)
- 【No. 105】 新人研修の際、安全運転管理者が同乗し、適正、技能の把握を行い、ひとり立ちさせる前に実技テストを実施している(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)

(キ) その他

そのほかには、①免許証・車両・健康のチェック、②アンケート調査であった。

回答例

①免許証・健康・車両のチェック

- 【No. 59】 毎月、自動車免許証のチェックを実施している(電気ガス業、用途：自分や従業員の移動, 緊急車両)

②アンケート調査

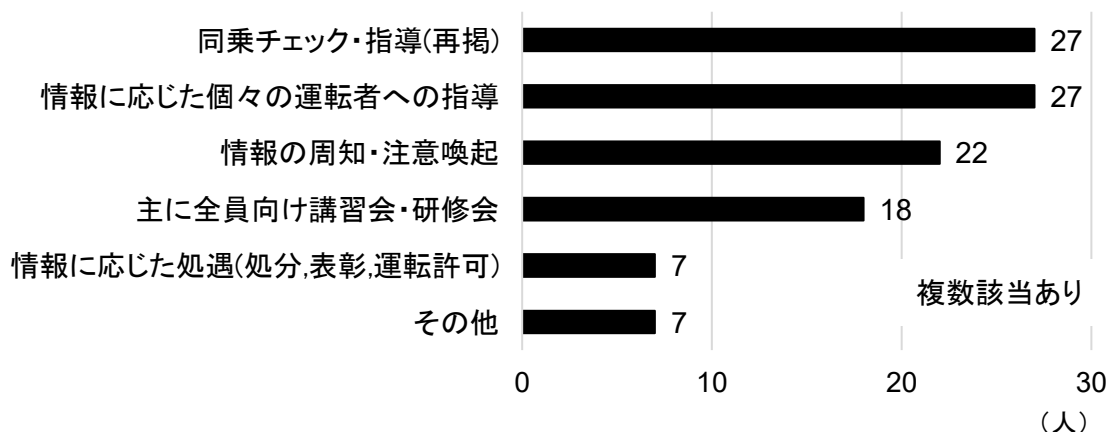
- 【No. 18】 アンケートによる確認(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)

イ 運転者の適性等の把握により得られた情報の活用方法

「運転者の適性等の把握により得られた情報の活用方法」という業務についての回答状況を図3-3-1-2に示した。ここでの「情報」とは、適性等の把握の方法によって得られた、事故・違反状況、適性検査結果、ヒヤリハット状況、運転技能・行動等とする。前述のとおり、「同乗チェック・指導」に関しては、把握と情報の活用が不可分であることから、グラフに再掲した。

抽出した要素は、(ア) 情報に応じた個々の運転者に応じた指導、(イ) 情報の周知・注意喚起、(ウ) 主に全員向け講習会・研修会、(エ) 情報に応じた処遇(処分、表彰、運転許可)であった。(ア)～(エ)に分類できなかった内容は、(オ) その他で説明する。

＜図 3-3-1-2 運転者の適性等の把握により得られた情報の活用方法に関する回答＞



(ア) 情報に応じた個々の運転者への指導

「情報に応じた個々の運転者への指導」を挙げた人は 25 人であった。これは、運転者それぞれの情報に応じて個別に指導や教育を行うという回答であった。このうち、運転記録証明書の内容に基づいて行うという回答が 14 人にみられた。

個別指導の内容として具体的に挙げられたのは、「アドバイス」、「指導・面談」、「安全運転度合いを点数化して指導」といったものが挙げられた。

回答例

- 【No. 27】 過失の大きい事故を起こした者については、個別に教養を行い指導している (官公署・公社・団体等、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 39】 違反者へは、交通ルールを遵守した安全運転に努めるよう指導している。(金融保険業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 43】 運転記録証明書を請求し違反項目をチェックしている違反が多い者には個別指導を実施(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 46】 テレマティクスを全車両へ装備し、ヒヤリハットがあれば上長へメールが飛ぶようにしている。その後上長から本人へ指導を入れるようにしている。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 61】 違反、事故は自動車事故報告書を提出し状況を把握した後、個別指導し社内で情報を共有します。(その他:、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(イ) 情報の周知・注意喚起

「情報の周知・注意喚起」を挙げた人は22人であった。情報を事業所単位にまとめたり、一般的な注意喚起として行ったりするものであった。例えば、このうち8人の回答は、前述の3(1)アの「(ウ) 事故・違反の報告の義務・推奨」にも該当しており、自事業所内の事故・違反を把握し、社員・管理職に周知・共有するという流れがうかがえる。また、自動車安全運転センターでは、事業所から20人以上の運転記録証明書の一括申請を行った場合には、分析資料を発行している。この分析資料や、運転記録証明書の結果を独自に分析して作成した統計資料を事業所内で回覧・周知しているという回答が7人であった。また、朝礼や書面の掲示によって「全体への注意喚起」を挙げた人も7人いた。これは、自事業所の事故・違反事例に限らず、一般的な事故例を取り上げた場合もあった。

回答例

- 【No. 39】 違反者に限らず、定期的に文書により、安全運転の継続徹底を周知している。(金融保険業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 55】 毎月、安全衛生委員会を開催し、事故・違反等の状況報告を実施。(官公署・公社・団体等、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 62】 自動車内に安全運転に関する箇条書きを掲示して、運転に関する注意喚起を常に行っている。(製造業、用途：自社の従業員の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 70】 トイレに注意喚起のチラシを月替わりではりだしている。(電気ガス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, その他：灯油の配送)
- 【No. 106】 年2回、無事故無違反キャンペーンを実施し、運転記録証明書を分析して、会議において報告して情報を共有するほか、毎月、各店から事故報告を受けて資料化して各店に注意喚起を行っている(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(ウ) 主に全員向け講習会・研修会

「主に全員向け講習会・研修会」を挙げた人は18人であった。これは、座学・会議・講習・訓練・検討会のように、集団形式で実施されている教養や研修であった。内容は、動画を利用した交通予知訓練、法改正の理解、交通マナー、警察による教養、事故・ヒヤリハット例の検討会、車両操作・点検の訓練・教育、外部委託研修が挙げられた。

頻度は、週1回、月1回、年1回があった。

回答例

- 【No. 8】月1回の職員全体教養が1時間あり、法改正等の理解に努めている。(その他サービス業、用途：その他:自動車学校の教習)
- 【No. 18】全社員対象の交通安全講習(年1回、リモートまたは対面)。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 27】また、本店においても半期に一度交通事故を惹起した者を集め、警察署の応援を頂き教養を実施している。(官公署・公社・団体等、用途：自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 45】運転記録証明書等で管理し、週一回短時間講習を開催している。(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 87】交通事故など動画資料を見せて、KY 訓練を行っている。(建設業、用途：自分や従業員の移動)

(エ) 情報に応じた処遇(処分、表彰、運転許可)

「情報に応じた処遇(処分、表彰、運転許可)」を挙げた人は18人であった。これは、無事故・無違反であった運転者や店舗・支店に対する表彰・評価、条件付き運転の制限、事故・違反者の処分であった。

回答例

- 【No. 57】社有車の運転許可条件を3年間の無事故無違反としている。(製造業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 78】全社員分の運転記録証明書を取得し、無事故無違反店舗に対して表彰を行う(卸売・小売業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 91】違反者に対して反省内容を含めた違反報告書を提出させている(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)

(オ) その他

そのほかには、①特定社員向け講習会・研修会、②安全イベントへの参加であった。

回答例

①特定社員向け講習会・研修会

- 【No. 51】年1回、運転記録証明書を申請し、結果確認。加害事故惹起者が発生したら、ミーティングにて事故原因振り返りと再発防止対策を指導し、同時に外部団体委託で安全運転適性検査・運転シミュレーター操作による安全運転教育を実施(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)

②安全イベントへの参加

- 【No. 52】無事故無災害チャレンジにて任意ですが、参加者の違反の確認を実施。(製造業、用途：自分や従業員の移動)

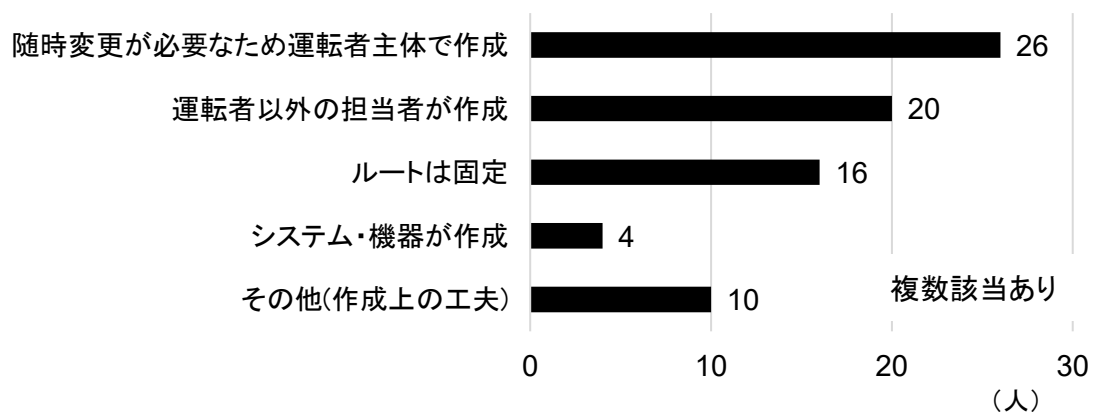
(2) 業務2：運行計画の作成

「運行計画の作成」という業務に関しては、「運行計画の作成・確認の方法」(問4(1))と「運行計画の確認のポイント」(問4(2))の2項目で回答を求めた。下記では、前者を「ア 運行計画の作成の方法」、「イ 運行計画の確認の方法」、後者を「ウ 運行計画の確認のポイント」に分けて記した。

ア 運行計画の作成の方法

図3-3-2-1には運行計画の作成の方法についての回答状況を示した。抽出した要素は、(ア) 随時変更が必要なため運転者主体で作成、(イ) 運転者以外の担当者が作成、(ウ) ルートは固定、(エ) システム・機器が作成であった。運行計画を作成する上で考慮するポイントについての回答は、(オ) その他(作成上の工夫)として述べる。

＜図3-3-2-1 運行計画の作成の方法に対する回答＞



(ア) 随時変更が必要なため運転者主体で作成

運行計画は、「随時変更が必要なため運転者主体で作成」と回答した人は26人であった。「運転者が主に計画を作成して運転前・出発前に報告させる」、「運転者が計画して運転し、事後的に確認する」という回答であった。後者については、後述「イ 運行計画の確認の方法」でも述べる通り、「記録に基づいてルートを事後的に確認する」という回答は、この項目に含めた。

回答例

- 【No. 16】ルートはいつも違い、日報で確認している。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 20】業務中に随時ルートが変わるため、運転者に出発・帰社時に車両運行記録簿に記入させ、ルートの把握をしている。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 63】それぞれの現場があり直接向かっていることから現場責任者に一任(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 88】通勤に対しては、事前に通勤ルートを提出してもらい保管する(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 106】様々な営業、搬送先があるため、事前に報告させて把握している。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(イ) 運転者以外の担当者が作成

運行計画は、「運転者以外の担当者」が作成すると回答した人は 20 人であった。担当者としては、「現場部門の部長」、「現場管理者」、「管理者」、「現場代理人」、「リーダー」、「運転管理者」、「配車担当者」が挙げられた。作成・指示のタイミングとしては、「1 か月分」、「1 週間前」、「前々日」、「前日」、「出勤時」、「事前」、「毎日」が挙げられた。いずれも様々であり、安全運転管理者選任事業所の業態の多様性を反映した結果と考えられる。

回答例

- 【No. 11】その日の仕事内容により、前日までには運行ルート等の内容示したデータを一括に配信している(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 33】現場作業に対して必要な人員を乗車できる車種を現場責任者の依頼により、選定している。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 47】運行日誌を作成し、事前に確認を行っている。(卸売・小売業、用途：自社の従業員の送迎, 自分や従業員の移動)
- 【No. 58】1 か月分の工事現場の体制を現場部門の部長が計画する。それぞれの現場管理者が1 週間前には、車両担当者、重機担当者等を割り当て、運行計画を立てる。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 76】業務時間、距離で計画を立て、前々日に口頭で連絡し、計画書

を手渡し。かならず許可運用の為、許可された道路を走行さす。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)

(ウ) ルートは固定

「ルートは固定」であると回答した人は16人であった。すなわち、運行計画の変動がほとんどなく、作成は不要な場合が多いと考えられる。

回答例

- 【No. 6】 曜日ごとにルートが決まっている。(その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 26】 定時刻、定経路の業務のため年間で運行基準を定め、月単位、週単位、日単位で車両の運行を調整している。(その他サービス業、用途：緊急車両)
- 【No. 40】 業務は管轄で区切られている範囲を決められたダイヤにより巡回している。(官公署・公社・団体等、用途：緊急車両)
- 【No. 82】 毎日、決められた配送コースのため、危険箇所の把握や運行管理での適正な運転管理を行っています(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)

(エ) システム・機器が作成

「システム・機器」により運行計画を作成すると回答した人は4人であった。

回答例

- 【No. 3】 出発前にシステムへ入力(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 31】 車両予約システムにより管理(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 46】 テレマティクスで通行した道や所要時間を記録している。そのデータを元にルートの見直しを行う。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(オ) その他(作成上の工夫)

運行計画の「作成上の工夫」について挙げたのは10人であった。運転者の負担の考慮や安全性、効率性等が挙げられた。

回答例

- 【No. 19】 時間外とならない様に運転者に伝えている(卸売・小売業、用途：

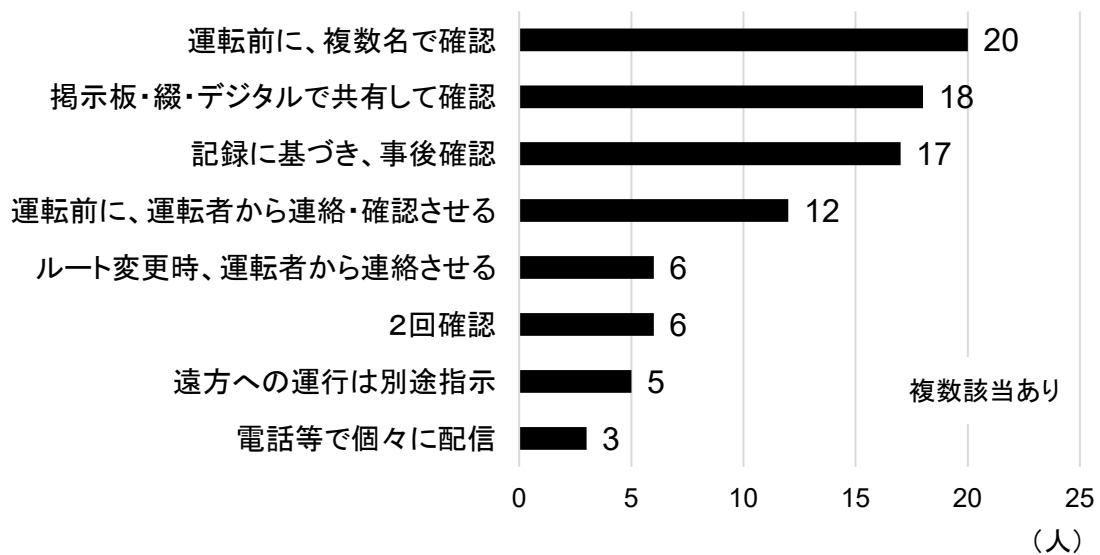
自分や従業員の移動)

- 【No. 28】 車検、繁忙期時は積載を考慮し、車両変更など対応(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 77】 発注先が市内に限らず市外も多い為通勤経験のある社員が通勤するルートの注意カ所をレクチャーし本人の技量に合わせたルートで通勤しています。(特に冬季間) (建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 93】 往訪先を指示するリーダーと運転者当人とでルートの検討(通信業、用途：自分や従業員の移動)

イ 運行計画の確認の方法

図 3-3-2-2 には運行計画の確認の方法についての回答状況を示した。抽出した要素は、(ア) 運転前に、複数名(運転者、管理者、担当部署等)で確認、(イ) 掲示板・綴・デジタルで共有して確認、(ウ) 記録等に基づき、事後確認、(エ) ルート変更時に運転者から連絡させる、(オ) 出発時に運転者から連絡させる、(カ) 2回確認、(キ) 遠方への運行は別途指示、(ク) 電話等で個々に配信であった。

＜図 3-3-2-2 運行計画の確認の方法に対する回答＞



(ア) 運転前に、複数名(運転者、管理者、担当部署等)で確認

運行計画は、「運転前に、複数名(運転者、管理者、担当部署等)で確認」すると回答した人は 20 人であった。これは、運転開始前までに、運転者を含む複数名でルート等の運行計画を確認するものであった。

回答例

- 【No. 29】 出発前に役職者が行先を確認して、ワンポイントアドバイスをしている。(電気ガス業、用途：自分や従業員の移動, 緊急車両)
- 【No. 42】 事前に通勤経路、運搬経路の計画を定め、関係者共有のうえ遵守を指示しております。(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 76】 業務時間、距離で計画を立て、前々日に口頭で連絡し、計画書を手渡し。かならず許可運用の為、許可された道路を走行さす。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 93】 往訪先を指示するリーダーと運転者当人とでルートを検討(通信業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 95】 毎日の朝会次第に①行先、②運行時間、③運転者、④使用車種を記載し管理している(その他:福祉、用途：利用者の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(イ) 掲示板・綴・デジタルで共有して確認

運行計画を「掲示板・綴・デジタルで共有してルート確認」すると回答した人は18人であった。共有方法としては、「出張カード」、「車両運行記録簿」、「車両予約システム」、「日報」、「ホワイトボード」などが挙げられた。

回答例

- 【No. 7】 出張カードにて行き先及びルートを確認している。(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 36】 工事部については、施工現場への道順と期間を書類により開示し、施工日報により把握。営業部は、日々ルートが変動するので、黒板に行先掲示し、日報により把握。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 55】 各部各課ともに、事前に公用車を手配し当日に管理者に公用車使用簿伺いの決裁をもらい、出発時間等の詳細を伝えている(官公署・公社・団体等、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 75】 朝ミーティング時のスケジュール確認と、随時外出するときは、行先をボードに記載(官公署・公社・団体等、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 98】 車両予約表(目につく大きなもの)で可視化し、配送、送迎先を把握している。各車両に運転台帳を常備し、記録している。(その他サービス業、用途：利用者の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 緊急車両)

(ウ) 記録等に基づき、事後確認

運行計画を「記録等に基づき、事後確認」すると回答した人は17人であった。安全運転管理者をおく事業所の業務の性格上、ルートが当日まで決められなかったり、変更が多かったりすることに起因すると考えられる。記録としては、「出張カード」、「ドラレコ」、「運転日報」、「車両運行記録簿」等が挙げられた。

回答例

- 【No. 10】 様々な営業先があって、毎日ルートが変わるため、運行計画は立てられない。ドライブレコーダーの運転記録で確認できる。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 30】 現場作業、打合せで客先に訪問するなど、ルートは毎回異なっている。ルート設定は個人に任せているので、管理者側は車両管理簿に記載された運転記録で事後的に把握している。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 62】 営業車や社用車にはドライブレコーダーが搭載されているので、業務中に走行したルートをそちらで管理している。(製造業、用途：自社の従業員の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 90】 毎日の運行日誌により把握している。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 102】 運転日報を用いてルートを把握している。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(エ) 運転前に、運転者から連絡・確認させる

運行計画を「運転前に、運転者から連絡・確認させる」と回答した人は12人であった。ここには、運行計画の変更の有無にかかわらず、運転前には必ず連絡させるという回答を分類した。但し、必ず連絡するのか、運行計画の変更時のみ連絡するのか明確でない場合には、後掲の「(オ) ルート変更時、運転者から確認させる」にも分類した。

回答例

- 【No. 21】 市内の通院等については、出発時にルートの把握を行っている。(その他サービス業、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動)
- 【No. 35】 出発時に連絡させ確認している(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 80】 随時ルートが違うため、運転者に報告させ、把握している(製造業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 85】 出発、帰着時に報告をさせ、ルートの把握をしている(その他サ

ービス業、用途：緊急車両)

(オ) ルート変更時、運転者から確認させる

運行計画を「ルート変更時、運転者から確認させる」と回答した人は6人であった。

回答例

- 【No. 17】 基本的には毎日同じルートだが、変更があれば事前に連絡をもらいルートを把握している(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 34】 運転者の負担や過密にならないよう、業務割り振りをするよう各担当者へは周知しているまた、運転者がルートや業務内容を確認し、疑義が生じる場合には、運転者からルートの変更をお願いすることができる。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 103】 150km以上の宿泊を伴う運転では、運行計画を作成し上司の許可を得る。経由休憩地を記入。時間から遅れる場合は電話連絡。(電気ガス業、用途：自分や従業員の移動)

(カ) 2回確認

「2回確認」を挙げた人は6人であった。2回のタイミングとしては、「事前・出発前」、「出発前・帰社時」、「朝・出発前」が挙げられた。

回答例

- 【No. 11】 その日の仕事内容により、前日までには運行ルート等の内容示したデータシートを個々に配信している。天気が悪い日は変更となることがあるため、運転者に出発時に連絡をさせ、業務の確認をさせている。(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 18】 事前と出発前確認の併用(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 20】 業務中に随時ルートが変わるため、運転者に出発・帰社時に車両運行記録簿に記入させ、ルートの把握をしている。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)

(キ) 遠方への運行時は別途指示

市外・県外等遠方への運行の場合に、別途ルートの確認・指示を行うことを挙げたのは5人であった。

回答例

- 【No. 21】 市内の通院等については、出発時にルートの把握を行っている。市外へ行く際には、運転者とルートの確認を行い、悪天候等による場合は、

公共交通機関若しくはタクシー等の使用を検討している(その他サービス業、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動)

- 【No. 27】管内を出る場合については、出発前にルートの確認を行い、一ロアドライブを実施している。(官公署・公社・団体等、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 103】150km以上の宿泊を伴う運転では、運行計画を作成し上司の許可を得る。経由休憩地を記入。時間から遅れる場合は電話連絡。(電気ガス業、用途：自分や従業員の移動)

(ク) 電話等で個々に配信

電話、タブレット等を用いて個々の運転者に配信していると回答したのは3人であった。

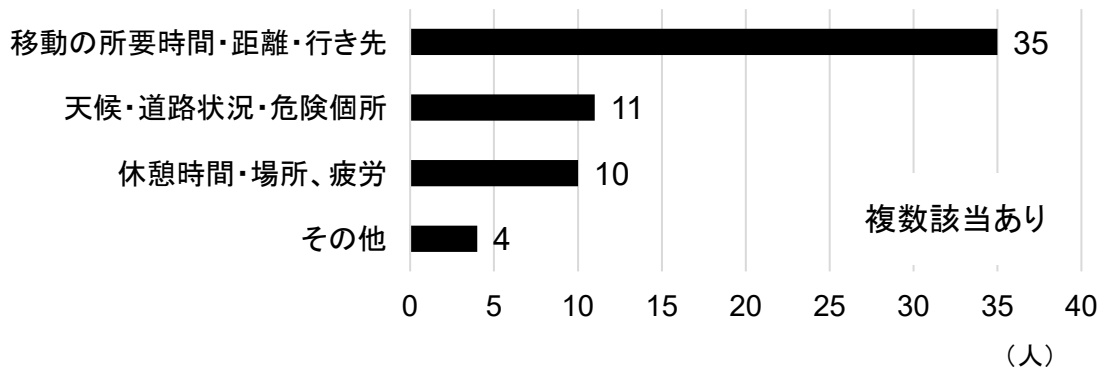
回答例

- 【No. 8】送迎バスは、前日に送迎ルートが決定するため、出勤者はルート決定後、休日の者には電話連絡等でルートの把握をさせている。(その他サービス業、用途：その他:自動車学校の教習)
- 【No. 105】前々日までに配車を管理者が決め、配車表に入力し、ドライバーに共有している。急な変更等は電話や専用タブレットへ連絡している。(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)

ウ 運行計画の確認のポイント

運行計画の確認のポイントについての回答状況を図3-3-2-3に示した。抽出した要素は、(ア) 移動の所要時間・距離・行き先、(イ) 天候・道路状況・危険個所、(ウ) 休憩時間・場所、疲労であった。(ア)～(ウ)に分類できなかった内容は、(エ) その他で説明する。

＜図 3-3-2-3 運行計画の確認のポイントに対する回答＞



(ア) 移動の所要時間・距離・行き先

運行計画の確認のポイントとして、「移動の所要時間・距離・行き先」を挙げた人は35人であった。これは、運行計画における移動に無理がないかを確認するものであった。

回答例

- 【No. 1】 時間に余裕を持てるか等。(卸売・小売業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 32】 移動にかかる時間に無理がないか確認する(その他：計装機器販売、メンテナンス他、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 47】 行先、同乗者、所要時間を確認している。(卸売・小売業、用途：自社の従業員の送迎, 自分や従業員の移動)
- 【No. 69】 場所、時間(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 71】 無理のない運転(その他：産業廃棄物処理、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(イ) 天候・道路状況・危険箇所

「天候・道路状況・危険箇所」を挙げた人は11人であった。休憩時間・場所と、それに関連した疲労・眠気や前日の業務の状況について挙げたものを分類した。

回答例

- 【No. 22】 天候による悪影響がないか、総括管理者が確認している(その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, その他：自社での業務)
- 【No. 65】 ほぼ定期コースであり、通行規制箇所の通行がないか程度を確

認している(官公署・公社・団体等、用途：その他:講習等)

- 【No. 77】市外は、天気予報等を事前に確認しよくなければ運行を中止するように確認しています。(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 88】運行ルート上に危険な箇所・注意する箇所(学校等)をマップ上に記入し運転者に伝えている。(建設業、用途：自分や従業員の移動)

(ウ) 休憩時間・場所、疲労

「休憩時間・場所、疲労」を挙げた人は10人であった。休憩時間・場所と、それに関連した疲労・眠気や前日の業務の状況について挙げたものを分類した。

回答例

- 【No. 13】職務柄長時間の運行になる事も多いが、日によって相違があり確認は責任者が休憩時間の取得状況で把握(その他:高速道路のパトロール、用途：緊急車両)
- 【No. 49】巡回時間と適切な休憩時間が取れているか確認する。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動, 緊急車両)
- 【No. 57】運転時間が2Hを超える場合は休憩場所を報告させる。(製造業、用途：自分や従業員の移動)

(エ) その他

そのほかの回答は下記のようなものであった。車の状態(外観、タイヤ、車検)、運転者の技量、酒気帯び確認が挙げられていた。

回答例

- 【No. 8】送迎ルート作成者と実際運行する者とのダブルチェックをしている。(その他サービス業、用途：その他:自動車学校の教習)
- 【No. 33】車の状態や車検等の使用不可な時期を考慮し計画している。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 56】運転技量に応じ、単独運転を禁止・長距離運転時は交代要員を同乗させる。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 66】車の外観、タイヤ摩耗、アルコールチェック(製造業、用途：自分や従業員の移動)

(3) 業務3：交替運転者の配置

「交替運転者の配置」という業務に関しては、1項目(問5)で回答を求めた。下記では、「ア 交替運転者をおく基準」、「イ 交替運転者に関する

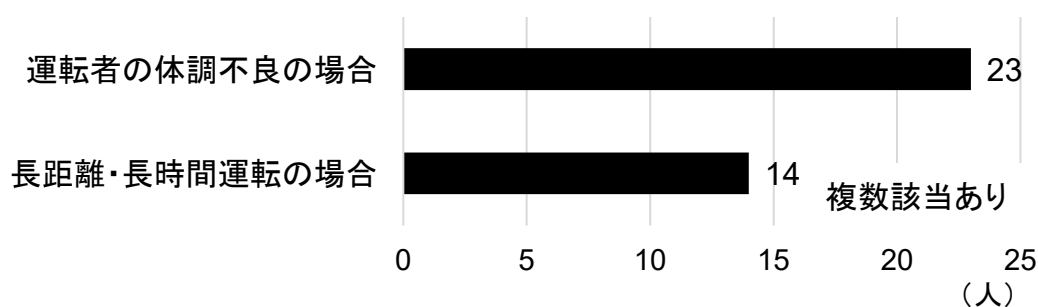
る対処方法」に分けて記した。

この業務に関しては、長距離運転の機会がなく、対象外・該当しないという回答が多かったため、要素別の回答人数も他業務に比べて少なくなっている。また、交替運転者としての配置ではないが、通常から2名体制の勤務となっているため、いつでも交替できる状況であると回答した人も5人いた。

ア 交替運転者をおく基準

図3-3-3-1には交替運転者をおく基準についての回答状況を示した。抽出した要素は、(ア) 運転者の体調不良の場合、(イ) 長距離・長時間運転の場合であった。

＜図3-3-3-1 交替運転者をおく基準に関する回答＞



(ア) 運転者の体調不良の場合

交替運転者をおく基準として「運転者の体調不良の場合」を挙げた人は23人であった。ここには、体調不良時の交替のほか、交替が必要とならないよう体調不良を事前に把握して運転させないという回答も含めた。

回答例

- 【No. 14】 体調不良が出た際は助手に交替を頼んで運転する(その他:道路維持管理、用途:その他:道路清掃車、道路パトロール車)
- 【No. 22】 途中で体調不良の連絡があれば、誰か交代人が交代するようにしている(その他サービス業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,その他:自社での業務)
- 【No. 37】 体調不良に際しては、休日を振り替えて対応しております(製造業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 56】 体調不良時は、管理者若しくは代替運転者を手配。(建設業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)

- 【No. 110】体調不良があれば、仕事を休ませる対策を取る。（建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, その他：重機の搬送）

（イ）長距離・長時間運転の場合

交替運転者をおく基準として「長距離・長時間運転の場合」を挙げた人は14人であった。長距離運転の基準としては、「片道150km以上」、「2時間以上」、「県外」といったことが挙げられた。

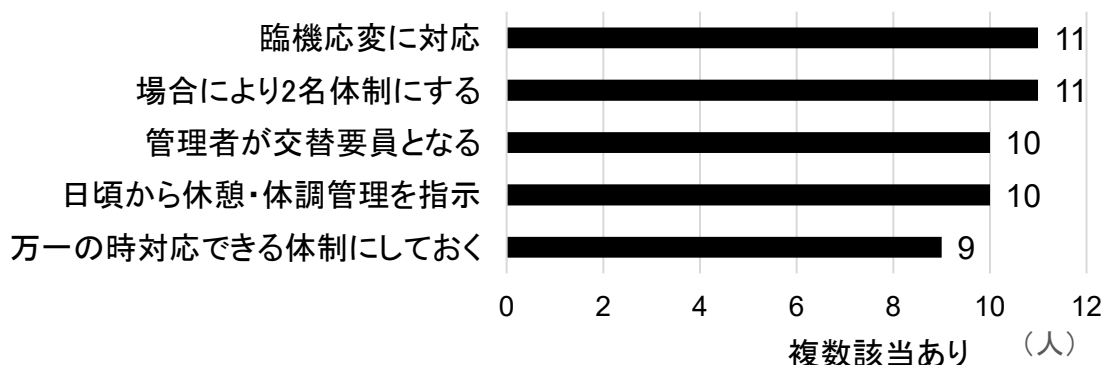
回答例

- 【No. 29】片道150km以上の行先であれば、必ず交代運転者を置いている（電気ガス業、用途：自分や従業員の移動, 緊急車両）
- 【No. 64】長距離になる場合は、交替要員を同乗させる。（製造業、用途：利用者の送迎, 自社の従業員の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動）
- 【No. 92】交替運転者の配置はないが、走行距離によって休憩時間をとるようにしている。（建設業、用途：自分や従業員の移動）
- 【No. 97】運行計画において、一人一運行あたり、以下の走行距離かつ運行時間を超えると明らかに見込まれる場合は、交代運転者を同乗させるか、宿泊を伴う出張とするかのいずれかで対応する。1日の走行距離：350km（主に高速道走行の場合450km）。1日の運行期間：11時間（製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動）

イ 交替運転者に関する対処方法

図3-3-3-2には交替運転者に関する対処方法についての回答状況を示した。抽出した要素は、（ア）臨機応変に対応、（イ）場合により2名体制にする、（ウ）管理者が交替要員となる、（エ）日頃から休憩・体調管理を指示、（オ）万一のとき対応できる体制にしておくであった。

＜図3-3-3-2 交替運転者に関する対処方法に関する回答＞



(ア) 臨機応変に対応

交替運転者に関する対処方法として「臨機応変に対応」を挙げた人は11人であった。交替運転者が必要となった場合に備えて特別に制度を作ることはしていないが、その場で管理者や担当者が協議・相談して、空いている者・最善の者に交替するといったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 30】複数人で現場に行って、運転者が作業後に疲労していた場合は帰りを別の人間が運転するといったことはある。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 42】特に定めてはおりませんが、体調不良の場合は、その際の最善と思われる者に交代しております。(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 68】状況により対応(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 106】無し(体調不良者等、急な欠員時は業務予定等を勘案して交代要員を指定)(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(イ) 場合により2名体制にする

交替運転者に関する対処方法として「場合により2名体制」を挙げた人は11人であった。前掲「ア 交替運転者をおく基準」と重複するが、「体調不良時」「長距離運転時」等の条件に該当した場合に、2名体制としているという回答があった。

回答例

- 【No. 33】遠方の現場については、交代要員を準備している。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 64】長距離になる場合は、交替要員を同乗させる。(製造業、用途：利用者の送迎, 自社の従業員の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 78】特に条件等はないが、早朝・深夜の出発の場合は2名にて運行する。(卸売・小売業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 80】県外のさいは、2人で移動をお願いしている(製造業、用途：自分や従業員の移動)

(ウ) 管理者が交替要員となる

交替運転者に関する対処方法として、交替運転者が必要となった状況では「管理者が交替要員となる」と回答した人は10人であった。「所

長」、「安全運転管理者」、「エリアのリーダー」、「部長」等が挙げられた。

回答例

- 【No. 28】 休み、研修など考慮し、エリアのリーダーによる代走(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 96】 途中で体調不良となった場合は、自分(管理者)が出向いて交替する(官公署・公社・団体等、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 104】 勤務中に体調不良となった場合等は、自分または管轄課長(管理者)、事業所は所長が出向いて交替する(その他サービス業、用途：その他:電気設備点検訪問)
- 【No. 109】 欠員が出た場合は管理職が交替するケースが多い。(その他サービス業、用途：その他:自動車学校教習)

(エ) 日頃から休憩・体調管理を指示

交替運転者に関する対処方法として、そもそも交替運転者が必要な状況にならないように、「日頃から休憩・体調管理を指示」していると回答した人は10人であった。

回答例

- 【No. 35】 計画的に休憩するよう指導している(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 45】 毎朝、体調管理表に記載させている。(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 59】 長距離運転を伴う業務はないものの、体調が優れない者に対しては、そもそも運転を控えるよう指示を出している。(電気ガス業、用途：自分や従業員の移動, 緊急車両)

(オ) 万一の時対応できる体制としておく

交替運転者に関する対処方法として、「万一の時対応できる体制としておく」と回答した人が9人であった。これは、日頃から、万一に備えて、交替運転者が必要となった状況に対応できるような体制としておくとのものであり、分散勤務、交替できる運転者を決めておく(待機者、交替要員)、交互に運転する、休日の振替、緊急時に連絡が取れるように、といったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 72】 定期的に運行する際に交互に運転をしている。(その他サービス業、用途：緊急車両)

- 【No. 89】 事務所に待機者を置いて対応。|(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 107】 有給の届け出が事前にあった場合や、当日体調不良となった場合は、交代要員に代わってもらう。(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

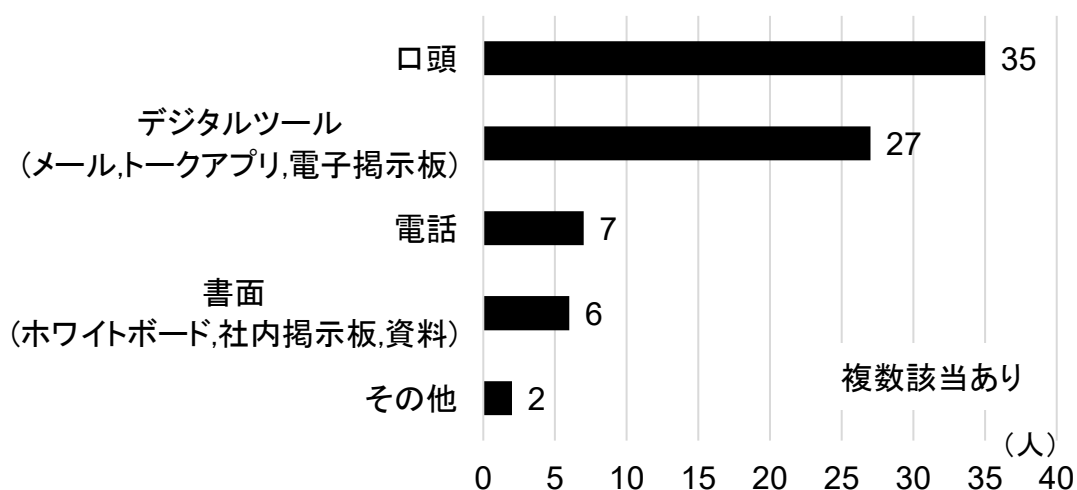
(4) 業務4：異常気象時等の安全運転の確保

「異常気象時等の安全運転の確保」という業務に関しては、「異常気象時等の情報の伝達方法とタイミング」(問6(1))と「異常気象時等の指示内容」の2項目(問6(2))で回答を求めた。下記では、前者を「ア 異常気象時等の情報の伝達方法」、「イ 異常気象時等の情報の伝達のタイミング」、後者を「ウ 異常気象時等の指示内容」に分けて記した。

ア 異常気象時等の情報の伝達方法

異常気象時等の情報の伝達方法について、図3-3-4-1に回答状況を示した。抽出した要素は、(ア) 口頭、(イ) 電子(メール、トークアプリ、電子掲示板)、(ウ) 電話、(エ) 書面(ホワイトボード、社内掲示板、配布資料)であった。(ア)～(エ)に分類できなかった内容は、(オ) その他で説明する。

<図3-3-4-1 異常気象時等の情報の伝達方法に関する回答>



(ア) 口頭

異常気象時等の情報の伝達方法として「口頭」を挙げた人は35人であった。その多くが「朝礼時に口頭」で伝達するという内容であった。この項目には「口頭」と明確に記載があった場合のみを分類している

が、「朝礼において伝える」といった回答も口頭で伝達が行われていると考えられることから、実際の人数はもっと多いと考えられる。

回答例

- 【No. 41】 事前にわかっていることは朝礼で指示。突発的なことは、必要に応じて口頭で個別指示。(その他:自動車学校、用途:その他:生徒の教習)
- 【No. 50】 朝礼時に口頭で伝え、全員で情報の共有をしている。(官公署・公社・団体等、用途:その他:教習用)
- 【No. 60】 その都度口頭伝達(その他サービス業、用途:その他:自動車教習)
- 【No. 73】 各部署における朝礼、ミーティング実施時に各部署の責任者から口頭で指示(卸売・小売業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 93】 安全運転管理者からメールで社内周知。リーダーより朝礼や電話などで共有(通信業、用途:自分や従業員の移動)

(イ) デジタルツール（メール、トークアプリ、電子掲示板）

異常気象時等の情報の伝達方法として「デジタルツール（メール、トークアプリ、電子掲示板）」を挙げた人は27人であった。ここでは、メール、トークアプリ（LINE）、電子掲示板、チャット、GPS付無線機、タブレットが挙げられていた。

回答例

- 【No. 17】 出勤時間がバラバラなので、必要時のみメールやLINEで文章で配信する(建設業、用途:自分や従業員の移動)
- 【No. 23】 朝礼、メールにて伝えている(卸売・小売業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 46】 随時全体チャットで呼びかける(卸売・小売業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 83】 点呼やメール(その他サービス業、用途:緊急車両)
- 【No. 91】 悪天候が予想される場合は、サイボウズ・ラインワークスにより配信して注意喚起している。(建設業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(ウ) 電話

異常気象時等の情報の伝達方法として、「電話」を挙げた人は7人であった。前掲の「(ア) 口頭」に該当した回答の一部にも、電話による

口頭指示が含まれていた可能性もあるが、ここでは明確に「電話」という記載があった回答のみを分類した。「電話による口頭」のように、双方に言及した場合は両方に該当するものとして分類した。

回答例

- 【No. 67】朝のミーティング時連絡、その都度携帯電話で伝える。(その他: 医療、福祉、用途: 利用者の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, 緊急車両)
- 【No. 76】各運転手にタブレットを所持させており、タブレットの活用、携帯から口頭で連絡する。(建設業、用途: 自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 97】悪天候が予想される場合は、運転管理者(部署長)より電話またはメールにて必要な指示・指導を行う。(製造業、用途: 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(エ) 書面(ホワイトボード、社内掲示板、配布資料)

異常気象時等の情報の伝達方法として、「書面(ホワイトボード、社内掲示板、配布資料)」を挙げた人は6人であった。「(ホワイト)ボード」、「社内掲示板」、「社内回覧」、「書面」が挙げられていた。

回答例

- 【No. 15】社内掲示板を通して、全員に通達している(その他サービス業、用途: 自分や従業員の移動, その他: 試乗)
- 【No. 53】台風や積雪の場合、社内回覧にて注意喚起を行っている。(卸売・小売業、用途: 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 95】朝礼時に運行計画とともに全員に書面及び口頭周知する。(その他: 福祉、用途: 利用者の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(オ) その他

そのほかの回答は下記のようなものであった。

回答例

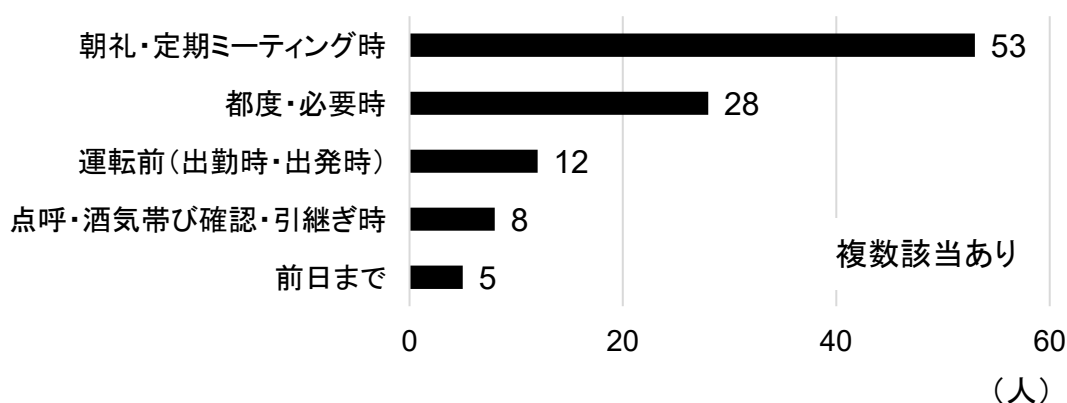
- 【No. 13】契約の気象情報提供先から共有されている(その他: 高速道路のパトロール、用途: 緊急車両)
- 【No. 24】お客様(事業所様)から依頼を受けて仕事をしている為、利用者にはお客様から連絡している(運輸業、用途: 利用者の送迎)

イ 異常気象時等の情報の伝達のタイミング

異常気象時等の情報の伝達のタイミングについて、図3-3-4-2に

回答状況を示した。抽出した要素は、(ア) 朝礼・定期ミーティング時、(イ) 都度・必要時、(ウ) 運転前(出勤時・出発時)、(エ) 点呼・酒気帯び確認・引継ぎ時、(オ) 前日までであった。

＜図 3-3-4-2 異常気象時等の情報の伝達タイミングに関する回答＞



(ア) 朝礼・定期ミーティング時

異常気象時の情報の伝達のタイミングとして、「朝礼・定期ミーティング時」と回答した人は、53人であった。ほとんどが「朝礼(始業時ミーティング、朝ミーティング)」であったが、「夕礼」、「部署ごとの委員会・ミーティング」という回答もあった。

回答例

- 【No. 12】 朝礼で伝達する(製造業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 54】 主に朝礼時に口頭で指示している(その他：自動車学校、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動, その他：教習・検定業務)
- 【No. 66】 月1回の安全衛生委員会又は各部署の安全衛生ミーティングで展開(製造業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 69】 朝礼時(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 86】 朝礼時悪天候での運転の仕方を指導している。(建設業、用途：自分や従業員の移動, その他：工事車両)

(イ) 都度・必要時

異常気象時の情報の伝達のタイミングとして、「都度・必要時」を挙げた人は、28人であった。「必要な時」、「その都度」といった回答のほか、「警報発令時」、「雨天」、「台風」、「大雪・積雪」、「悪天候」、「地震」、「交通安全週間」といったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 5】 警報発令時(その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 31】 必要の都度(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 44】 個別に必要な案件は都度確認するようにしている。(その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 99】 交通安全週間の時には、朝礼の場で伝える様にしている。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, その他: 販売車 代車 社用車)

(ウ) 運転前(出勤時・出発時)

異常気象時の情報の伝達のタイミングとして、「運転前(出勤時・出発時)」を挙げた人は、12人であった。

回答例

- 【No. 21】 公用車等を使用して出発する際にアナウンスしている(その他サービス業、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動)
- 【No. 47】 出発前に口頭にて確認している(卸売・小売業、用途：自社の従業員の送迎, 自分や従業員の移動)
- 【No. 65】 前日までまたは、出勤時に口頭で伝えている(官公署・公社・団体等、用途：その他: 講習等)

(エ) 点呼・酒気帯び確認・引継時

異常気象時の情報の伝達のタイミングとして、「点呼・酒気帯び確認・引継時」を挙げた人は、8人であった。

回答例

- 【No. 16】 点呼で伝えている。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 56】 出勤時のアルコールチェックの際実施する。|(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 85】 引継ぎの際に周知する(その他サービス業、用途：緊急車両)

(オ) 前日まで

異常気象時の情報の伝達のタイミングとして、「前日まで」を挙げた人は、5人であった。但し、「前日まで」を挙げた全員が当日も再度伝達・確認を行っていた。

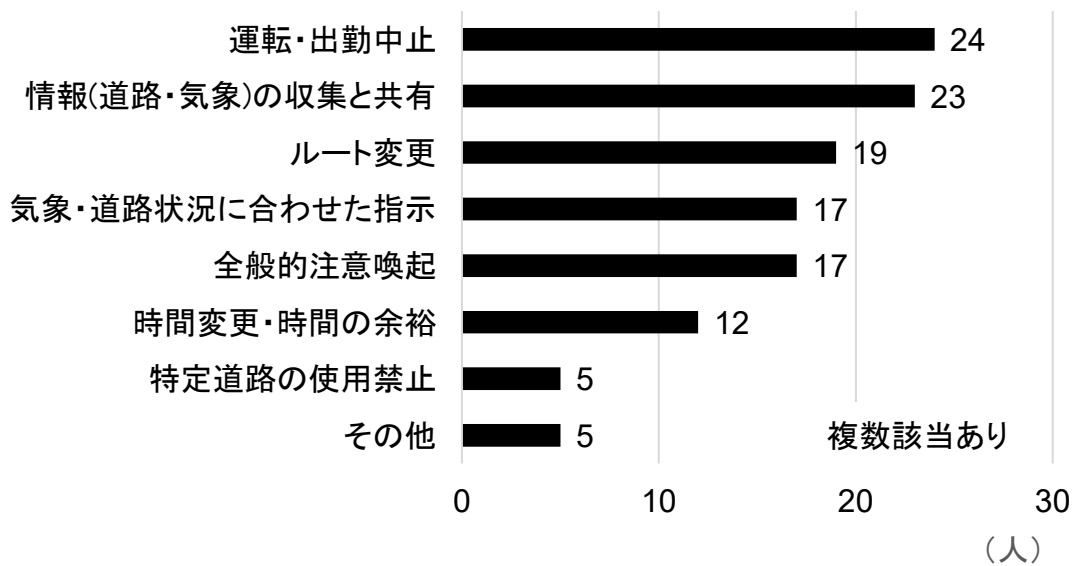
回答例

- 【No. 7】 運転前日や、車運転前に天気予報について確認している（建設業、用途：自分や従業員の移動）
- 【No. 58】 前日までに把握できた場合は口頭で伝える。当日朝の場合はLINEで送信している。（建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬、自分や従業員の移動）

ウ 異常気象時等の指示内容

異常気象時等の指示内容についての回答状況を図3-3-4-3に示した。抽出した要素は、(ア) 運転・出勤中止、(イ) 情報（道路・気象）の収集と共有、(ウ) ルート変更、(エ) 気象・道路状況に合わせた指示、(エ) 全般的注意喚起、(オ) 時間変更・時間の余裕、(カ) 特定道路の使用禁止であった。(ア)～(カ)に分類できなかった内容は、(キ) その他で説明する。

＜図3-3-4-3 異常気象時等の指示内容に関する回答＞



(ア) 運転・出勤中止

異常気象時等の指示内容として、「運転・出勤中止」を挙げた人は、24人であった。

回答例

- 【No. 1】 可能であれば車の使用自体を控える。（卸売・小売業、用途：自分や従業員の移動）

- 【No. 38】川沿いや山中を走行する場合等注意喚起、気象の警戒レベルに合わせて運行停止等指示している(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 44】緊急以外の出勤は基本行わないように連絡を行う。必要な場合は各部署の所属長判断で従業員の危険が無いようにする。(その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 53】事務所からの外出は、極力控えるよう指示している。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 110】天候との勝負の仕事であるため、早め早めに判断し、中止している。運転もそうだが、現場の作業が危険となるので、中止の判断が重要となる。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, その他:重機の搬送)

(イ) 情報(道路・気象)の収集と共有

異常気象時等の指示内容として、「情報(道路・気象)の収集と共有」を挙げた人は、23人であった。道路に関する情報の内容としては、「事故」、「通行止め」、「交通規制」、「渋滞」といったことが、気象に関する情報の内容としては、「台風」、「降雪・積雪・暴風雪」、「豪雨」、「冠水ポイント」といったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 2】朝礼時に各現場所長等により、悪天候情報を指示する。(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 23】事故、通行止め情報を伝える(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 41】天候や道路状況に関する事項。(その他:自動車学校、用途：その他:生徒の教習)
- 【No. 82】冠水場所や渋滞情報。強風の注意事項や凍結場所における注意喚起(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 106】ルート上の道路状況のポイントや時間的余裕を持った計画の指示。他社員からの道路状況の連絡を伝達する。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(ウ) ルート変更

異常気象時等の指示内容として、「ルート変更」を挙げた人は、19人であった。

回答例

- 【No. 14】 交通状況を確認し事故等があった場合に渋滞箇所を伝え違うルートからの指示を出している(その他:道路維持管理、用途:その他:道路清掃車、道路パトロール車)
- 【No. 16】 安全なルートで移動指示。(その他サービス業、用途:自分や従業員の移動)
- 【No. 50】 悪天候時等は無理をせず別ルートなどで対応している。(官公署・公社・団体等、用途:その他:教習用)
- 【No. 102】 積雪等で交通渋滞を起きている場合に避けるルートを指示するようにしている。(建設業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 107】 冠水している道路の情報が入ったら、それを連絡し避けてもらう。悪天候が原因での交通規制があった場合も同様。(製造業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)

(エ) 気象・道路状況に合わせた指示

異常気象時等の指示内容として、「気象・道路状況に合わせた指示」を挙げた人は、17人であった。気象・道路状況によって指示の内容は様々であるが、雨天・積雪時等の滑りやすい路面での速度抑制指示が多かった(8人)。その他「降雪時のスタッドレスタイヤ装着」、「台風・大雨時の積載物固定強化」、「滑りやすい路面での注意」、「強風時の注意」等が挙げられていた。

回答例

- 【No. 37】 過去に強風時に橋の上で横転しておりますので、強風時は当時の画像を確認させて注意喚起しております(製造業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 43】 スリップ事故等を避けるため、速度と車間に注意するよう確認。(建設業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 51】 台風・大雨時の積載物固定強化、降雪予報時の事前冬タイヤ交換など(卸売・小売業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 82】 冠水場所や渋滞情報。強風の注意事項や凍結場所における注意喚起(製造業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 86】 季節により積雪や落ち葉等滑りやすい路面での速度抑制の呼びかけ。(建設業、用途:自分や従業員の移動,その他:工事車両)

(オ) 全般的注意喚起

異常気象時等の指示内容として、「全般的注意喚起」を挙げた人は、17人であった。これは、「安全第一」、「注意喚起」、「無理しない」といった一般的・全般的な注意の声掛けであった。

回答例

- 【No. 26】 悪天候時は自身の安全を最優先するよう指示(その他サービス業、用途：緊急車両)
- 【No. 79】 不定期だが安全運転の啓蒙を実施している。(その他：協同組合、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 81】 いつも以上に安全運転を心掛けるよう指示している。(金融保険業、用途：自分や従業員の移動)

(カ) 時間の変更・時間の余裕

異常気象時等の指示内容として、「時間の変更・時間の余裕」を挙げた人は、12人であった。早め・前日に出発して運行に余裕を持つことや、配達・納品等の運転を伴う仕事の時間を変更することが挙げられていた。

回答例

- 【No. 10】 余裕をもって出発するように伝える。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 28】 午前中での帰社や、降雪時は事前に納品、夕方前に配送完了(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 52】 日程変更可能かの確認。どうしても変更できない場合は状況に合わせた注意喚起(製造業、用途：自分や従業員の移動)

(キ) 特定道路の使用禁止

異常気象時等の指示内容として、「特定道路の使用禁止」を挙げた人は、5人であった。使用禁止としている道路の種類は事業所の所在地域の特性に依存すると考えられるが、「幹線道路以外(枝道、脇道)」、「高速道路」、「峠道」が挙げられていた。

回答例

- 【No. 34】 台風、大雨、降雪時は、「国道、県道など大きな道路を通る」「出勤時は、早めに家を出る」「気象に合わせた道路選択」など指示している。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 48】 冬の峠道は運行禁止とし、高速道路の利用を指示している(電気ガス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)

(ク) その他

異常気象時の指示内容として、(ア)～(キ)にあてはまらないものとして、臨機応変な対応や、異常・障害発生時に事業所に連絡することが挙げられていた。

回答例

- 【No. 32】 個別に連絡している(その他:計装機器販売、メンテナンス他、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 89】 障害があった時は事務所に連絡し、指示を仰ぐ。(製造業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬)

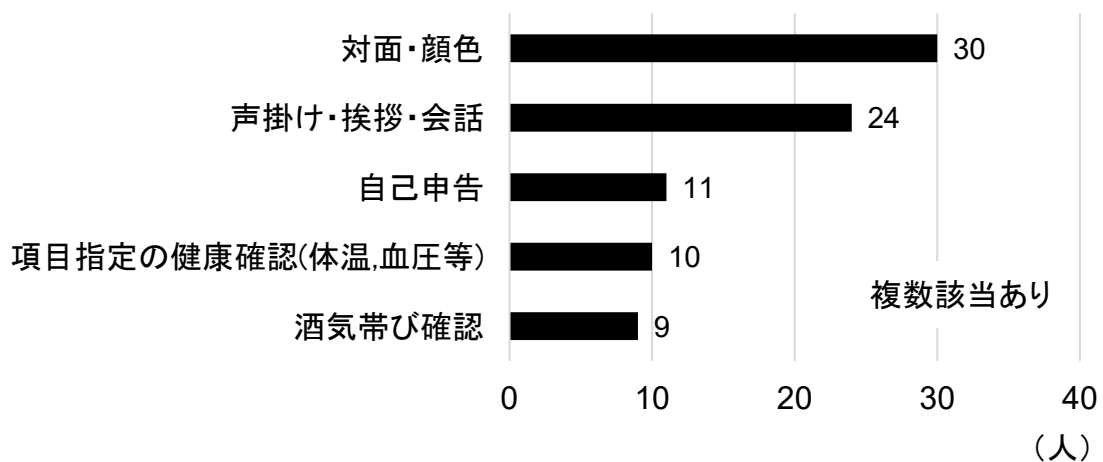
(5) 業務5：点呼等による日常点検と健康状態の確認と指示

「点検等による日常点検と健康状態の確認と指示」という業務に関しては、「健康状態の確認の方法」(問7(1))、「車両点検の方法」(問7(2))、「点検簿の管理」(問7(3))、「点検簿の様式」(問7(4))に関する4項目で回答を求めた。下記では、「健康状態の確認の方法」は、「ア 健康状態の確認の方法」、「イ 健康状態の確認のタイミング」に分けて記した。

ア 健康状態の確認の方法

健康状態の確認の方法についての回答状況を図3-3-5-1に示した。抽出した要素は、(ア) 対面・顔色、(イ) 声掛け・挨拶・会話、(ウ) 自己申告、(エ) 項目指定の健康確認(体温、血圧、チェック表)、(オ) 酒気帯び確認であった。

<図3-3-5-1 健康状態の確認の方法に関する回答>



(ア) 対面・顔色

健康状態の確認の方法として、「対面・顔色」を挙げた人は、30人であった。目で見えて確認することについて述べたもので、「顔色」という回答がほとんどであり、「表情」、「目視」、「対面」、「顔を見る」が挙げられていた。

回答例

- 【No. 2】朝礼時に、各人の顔色を見る。又、各現場においては現場所長等により、各人の顔色等を確認する。(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 39】本人申告が主であるが、各人の顔色により、声をかけて確認する。(金融保険業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 42】出勤してきた際の様子を確認しております。(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 54】5～6人の班ごとにアルコールチェックをする際に対面で確認している。(その他：自動車学校、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動, その他：教習・検定業務)
- 【No. 92】運転前に実施するアルコールチェッカー時や朝礼時に、目視確認や運転者からの日報登録情報にて確認。(建設業、用途：自分や従業員の移動)

(イ) 声掛け・挨拶・会話

健康状態の確認の方法として、「声掛け・挨拶・会話」と回答した人は、24人であった。声を出してやりとりする場合を分類した。「声掛け」、「対話・会話」、「挨拶」、「電話・トークアプリ」、「声の調子」、「言動」といったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 9】アルコール検査時のタイミングで対話により点検を実施(その他サービス業、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動)
- 【No. 60】出勤時の声かけ、アルコールチェック(その他サービス業、用途：その他：自動車教習)
- 【No. 68】毎朝、管理者と対面又は電話で状況を確認し記録簿に記入します。(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 81】出勤時に顔色や言動等に不審な点がないか確認している。(金融保険業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 98】運転手は、毎朝、事務所に赴き、挨拶、体調確認を口頭で行っている。(その他サービス業、用途：利用者の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 緊急車両)

(ウ) 自己申告

健康状態の確認の方法として、「自己申告」と回答した人は、11人であった。

回答例

- 【No. 24】 朝出勤前に点呼電話があるので、その時に自己申告(運輸業、用途：利用者の送迎)
- 【No. 99】 体調が良くない時は、各自で上司に報告する。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, その他:販売車代車 社用車)
- 【No. 101】 乗車前のアルコールチェック時に申告等実施させている。(卸売・小売業、用途：自分や従業員の移動)

(エ) 項目指定の健康確認(体温、血圧、チェック表)

健康状態の確認の方法として、「項目指定の健康確認(体温、血圧、チェック表)」と回答した人は、10人であった。

回答例

- 【No. 40】 業務開始前アルコールチェックの立ち合い時に健康チェックも同時に行っている(官公署・公社・団体等、用途：緊急車両)
- 【No. 91】 朝一、個々のアルコールチェック時に体調を含めチェックシートに記載している。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 100】 出勤時全員検温・血圧・アルコールチェックの実施。(その他サービス業、用途：緊急車両)

(オ) 酒気帯び確認

健康状態の確認の方法として、「酒気帯び確認」を挙げた人は、9人であった。これは「(6) 運転前後の酒気帯びの有無の確認」の業務において酒気帯び確認を行う際に健康状態の確認を行うというタイミングに関する回答ではなく、呼気や酒気帯び確認で健康状態をもみるという回答を分類した。

回答例

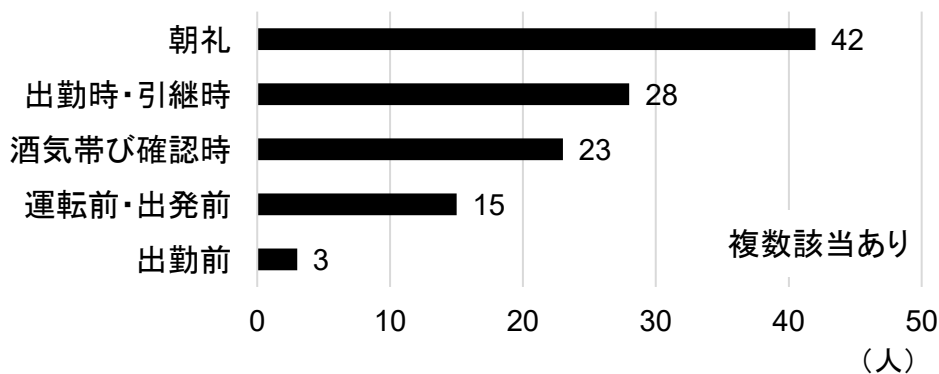
- 【No. 18】 アルコール検知と登録の確認、顔色確認。直行直帰者に対する登録確認と電話確認。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 23】 出勤時、チェック表とアルコール検知結果を確認する(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 79】 毎日、出勤時と運転後にアルコール呼吸検査を実施している。

(その他:協同組合、用途:自分や従業員の移動)

イ 健康状態の確認のタイミング

健康状態の確認のタイミングについての回答状況を図3-3-5-2に示した。抽出した要素は、(ア)朝礼、(イ)出勤時・引継時、(ウ)酒気帯び確認時、(エ)運転前・出発前、(オ)出勤前であった。

＜図3-3-5-2 健康状態の確認のタイミングに関する回答＞



(ア) 朝礼

健康状態の確認のタイミングとして、「朝礼」と回答した人は42人であった。

回答例

- 【No. 58】朝ミーティングで対面確認している。(建設業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 74】朝礼時の各人の様子を確認(卸売・小売業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 78】朝礼時に目視にて体調を確認する。(卸売・小売業、用途:自分や従業員の移動)
- 【No. 88】現場単位で朝礼前に血圧チェックなどを行い、朝礼の時顔色をうかがう等体調を見ている。(建設業、用途:自分や従業員の移動)
- 【No. 109】朝の配置前の朝礼時に確認する(その他サービス業、用途:その他:自動車学校教習)

(イ) 出勤時・引継時

健康状態の確認のタイミングとして、「出勤時・引継時」と回答した人は28人であった。「出勤時のアルコールチェック」といった回答の

場合は、ここに含め、「(ウ) 酒気帯び確認時」には含めなかった。

回答例

- 【No. 30】 出勤時の挨拶で様子を見ている。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 32】 運転者それぞれの出勤時に声をかける。(所員の誰か他の者が)(その他：計装機器販売、メンテナンス他、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 63】 出勤時(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 65】 出勤時に声をかけて確認している(官公署・公社・団体等、用途：その他：講習等)
- 【No. 72】 朝夕の引き継ぎ時に毎日確認。また自宅で体調不良の時は責任者に電話連絡。(その他サービス業、用途：緊急車両)

(ウ) 酒気帯び確認時

健康状態の確認のタイミングとして、「酒気帯び確認時」と回答した人は18人であった。前述の通り、「出勤時の酒気帯び確認」という回答は含めないが、「出勤時と酒気帯び確認時」という場合は両方に含めた。

回答例

- 【No. 6】 アルコールチェック時に体調を確認(その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 12】 アルコールチェック時の声かけ(製造業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 38】 出勤時や飲酒検査時に確認している(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 86】 アルコールチェック時の写真で確認(建設業、用途：自分や従業員の移動, その他：工事車両)
- 【No. 91】 朝一、個々のアルコールチェック時に体調を含めチェックシートに記載している。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(エ) 運転前・出発前

健康状態の確認のタイミングとして、「運転前・出発前」と回答した人は15人であった。「運転前のアルコールチェック時」のように「(ウ) 酒気帯び確認時」と重複したものは含めなかった。

回答例

- 【No. 52】 運転申請時(製造業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 64】 運転前に、声掛け、確認する。(製造業、用途：利用者の送迎、自社の従業員の送迎、自社で取り扱う荷物の運搬、自分や従業員の移動)
- 【No. 97】 運転開始前に運転者本人の報告により確認する(体調が悪い時は運転禁止している)。(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬、自分や従業員の移動)
- 【No. 102】 運転前に体調確認を行っている。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬、自分や従業員の移動)

(オ) 出勤前

健康状態の確認のタイミングとして、「出勤前」と回答した人は3人であった。

回答例

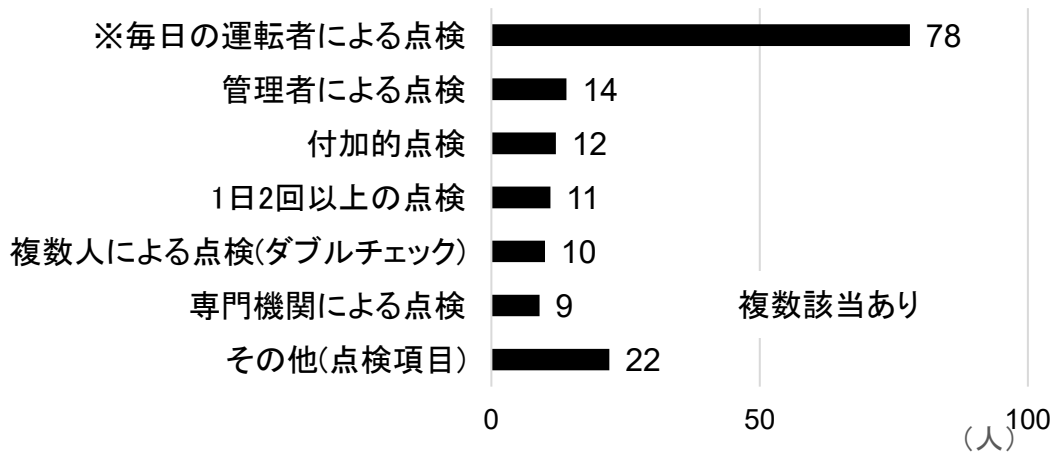
- 【No. 24】 朝出勤前に点呼電話があるので、その時に自己申告(運輸業、用途：利用者の送迎)
- 【No. 72】 自宅で体調不良の時は責任者に電話連絡。(その他サービス業、用途：緊急車両)

ウ 車両点検の方法

車両点検の方法についてこの項目については、「毎日(毎回)運転者(車両担当者)が点検する」が多く(78人)、確認者に明確に言及していないが「毎日点検する」という回答も含めれば100人がこれに該当した。

これ以外について、すなわち少なくとも1日1回の運転者による点検に追加して実施されている方法に関する回答状況を図3-3-5-3に示した。抽出した要素は、(ア)管理者による点検、(イ)付加的点検、(ウ)1日2回以上の点検、(エ)複数人による点検(ダブルチェック)、(オ)専門機関による点検であった。点検する内容については、(カ)その他(点検項目)として述べる。

＜図 3-3-5-3 車両点検の方法に関する回答＞



注) ※は下記の項目として掲載がないもの。

(ア) 管理者による点検

「管理者による点検」について回答した人は14人であった。具体的には、「週1回」、「月1回」、「管理者と運転者で立会い」、「安全運転管理者」、「総務担当者」、「異常報告時」といったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 37】 運行前点検はドライバーが毎日、行なっております。週に一回、責任者による車両チェックを行なっております(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 55】 燃料とタイヤは毎日運転者に点検させている。毎日ではないが、都度 管理者が確認(官公署・公社・団体等、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 61】 出発前社員2人で確認します。その他14項目は月末に安全運転管理者が行います。(その他:測量設計コンサルタント、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 95】 ・運転前に運転者が、操縦装置、制動装置、電気装置、燃料、ラジエーター水、ミラーなどを点検する・月に1回は、車両管理担当者が目視確認を行っている。(その他:福祉、用途：利用者の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(イ) 付加的点検

毎日の点検に加えて実施する「付加的点検」について回答した人は12人であった。具体的には、「月1回特別な点検項目を増やして行う」、

「週 1 回曜日を決めて行う」、「3 カ月に 1 回」、「異常報告時」といったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 23】 運転時に確認、最低月 1 回の洗車で確認(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 43】 燃料とタイヤは毎日。その他点検項目を月 1 回点検。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 73】 1 社有車の運転開始前に運転者自身が実施している。2 毎月月初めに各部署でその月の当番となった社員が一斉に点検を実施している。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(ウ) 1日2回以上の点検

「1日2回以上の点検」について回答した人は 11 人であった。「朝夕と出発前・運転終了後」の 4 回と「運転前後」の 2 回という回答があった。

回答例

- 【No. 26】 朝夕の引き継ぎ時。巡回前。(その他サービス業、用途：緊急車両)
- 【No. 57】 運転前、運転後に運転者が点検(製造業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 84】 各車両ごと使用開始と使用終了のタイミングで確認させて、タイヤの空気圧などは月 1 回確認させている。(不動産業、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動)

(エ) 複数人による点検(ダブルチェック)

「複数人による点検(ダブルチェック)」について回答した人は 10 人であった。具体的には、「ペアを組んで」、「管理者と運転者」、「当事者・第三者」といったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 36】 日々は、運転者が、タイヤ・燃料・外観を点検。月 1 回 10 数項目の車両点検を当事者・第三者により実施し、記録として保存(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 61】 車両点検は 18 項目あります。その中で出発前必須点検項目は 1. 方向指示器 2. 計器類 3. タイヤ 4. ライト類となっております、出発前社員 2 人で確認します。その他 14 項目は月末に安全運転管理者が行います。

(その他:測量設計コンサルタント、用途:自社で取り扱う荷物の運搬、自分や従業員の移動)

- 【No. 83】 運転者 2 名にて乗車前点検(その他サービス業、用途:緊急車両)

(オ) 専門機関による点検

「専門機関による点検」について回答した人は 9 人であった。専門機関としては、「ディーラー」、「整備士・整備工場」といったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 11】 燃料とタイヤは毎日運転者に点検させている日々の日常点検は運転者。月 1 回で管理者と運転者立ち合いで点検。ディーラーで 3 ヶ月又、6 ヶ月点検をしている。(製造業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 76】 運転手が個人で確認すると、自社の整備工場で定期的に確認させている。(建設業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 79】 リース契約なので定期的に点検整備を実施している。(その他:協同組合、用途:自分や従業員の移動)

(カ) その他(点検項目)

点検項目については、燃料とタイヤ以外には下記のような点が挙げられていた。「走行装置・エンジンルーム・エンジン部」、「制動装置・ブレーキ」、「灯火類・ライト・ランプ・指示器」、「ワイパー・ウォッシャー液」、「車体表面・外観・ボディ回り・外装」、「車内」、「ドライブレコーダー」、「ミラー」、「バッテリー」、「ベルト」といったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 100】 毎引継ぎ時(2回/日)全車両の灯火類・タイヤの損耗度空気圧・制動装置・操縦装置・燃料の量・エンジンオイル量・バッテリー・ブレーキフルード・各ベルトの張り具合等点検を上下番者全員で行う。折り返し地点で、タイヤ周りの点検を実施。出発時、制動装置操縦装置の作動状況・後写鏡の見え具合・タイヤの損耗度空気圧・燃料の量・車載無線機の設定状況・灯火類。帰着時、燃料の量・燃料冷却水等漏れの有無・タイヤの損耗度空気圧・その他巡回中に異常を認めた事項(その他サービス業、用途:緊急車両)

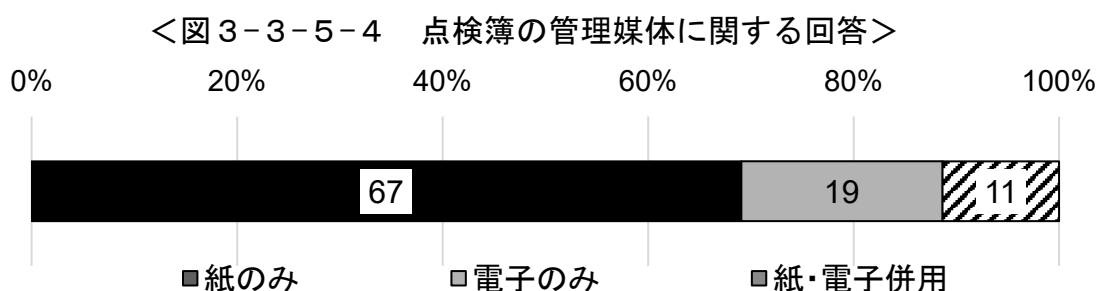
エ 点検簿の管理

点検簿に関する情報を抽出するため、図 3-1 のフローチャートに基

づいて回答内容を分類した。

まず、点検簿の管理媒体に関する回答状況を図3-3-5-4に示した。点検簿は「紙のみ」での管理が多く67人であった。「電子のみ」での管理は19人が回答し、方法としては、「クラウド・サーバー」、「アプリ」、「電子ファイル」、「システム」といった回答があった。「紙・電子併用」で管理するという回答は11人で、このうち、紙で記入したものをスキャナーで取り込む、電子ファイルに入力するとした人が3人、電子ファイルからプリントアウトするとした人が2人いた。

点検簿が他の簿冊と一体で管理されているとみなせた回答は36人であった。また、点検簿の内容として、健康状態の確認に関する内容に言及したのは5人、車両点検に言及したのは21人であった。管理者の点検簿の確認頻度は、「毎日」が6人、「5日ごと」が1人、「週1回」が10人、「月1回」が15人であった。



オ 点検簿の様式

点検簿に該当する様式ファイルは12人から投稿された。①点検簿が独立であったのが5人、②点検簿と酒気帯び確認記録簿が一体であったのが1人、③点検簿と運転日誌が一体であったのが5人、④点検簿と酒気帯び確認記録簿と運転日誌が一体であったのが1人であった。紙媒体での様式見本について、参考資料2-1～2-7として示した。但し、匿名性を高めるため、書式は再編集した。

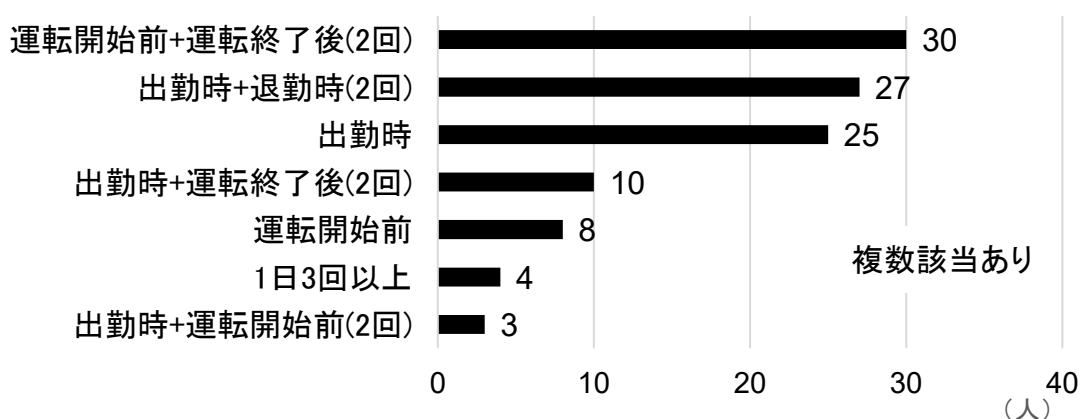
(6) 業務6：運転前後の酒気帯びの有無の確認

「運転前後の酒気帯びの有無の確認」という業務に関しては、1項目(問8)で回答を求めた。下記では、「ア 酒気帯び確認のタイミング」、「イ 酒気帯び確認の方法」に分けて記した。

ア 酒気帯び確認のタイミング

酒気帯び確認のタイミングについての回答状況を図 3-3-6-1 に示した。抽出した要素は、(ア) 運転開始前+運転終了後(2回)、(イ) 出勤時+退勤時(2回)、(ウ) 出勤時、(エ) 出勤時+運転終了後(2回)、(オ) 運転開始前、(カ) 1日3回以上、(キ) 出勤時+運転開始前(2回)であった。

＜図 3-3-6-1 酒気帯び確認のタイミングに関する回答＞



(ア) 運転開始前+運転終了後(2回)

酒気帯び確認のタイミングとして、「運転開始前+運転終了後(2回)」と回答した人は、30人であった。これは、運転を開始する前と運転を終了した後の2回という回答であった。

回答例

- 【No. 12】 出発前と帰社時に実施(製造業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 31】 車両に乗る前と乗った後にアルコール検知器にて第三者が確認(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 74】 紙媒体の日誌と一体化しており、運転前後にチェックし記入(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 88】 出発前・到着後に運転者が点検簿に記入をして各部署の管理者が点検する。(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 94】 運転前後に検知器で実施(データは自動でクラウド保存)(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(イ) 出勤時+退勤時(2回)

酒気帯び確認のタイミングとして、「出勤時+退勤時(2回)」と回答

した人は、27人であった。これは事業所への出勤・退勤あるいは始業・終業の2回という回答であった。

回答例

- 【No. 19】 社有車出勤者には、出勤前と帰宅後、アプリで報告(卸売・小売業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 50】 出勤及び退勤時(官公署・公社・団体等、用途：その他：教習用)
- 【No. 53】 出退勤時アルコールチェッカーを使用し実施。点検簿へ記入。(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 71】 出勤、退勤時にチェック(その他：産業廃棄物処理、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 99】 入社時、退社時にアルコールチェックをしている(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, その他：販売車代車 社用車)

(ウ) 出勤時

酒気帯び確認のタイミングとして、「出勤時」と回答した人は、25人であった。

回答例

- 【No. 25】 出勤時対面で確認している(その他サービス業、用途：その他：自動車教習業務)
- 【No. 35】 出勤時間に点検簿に記入させ一緒に数値を見る(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 68】 出勤時、運転者本人が数値を点検簿に記入します。(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 75】 出勤時、管理者に数値を目視させ、点検簿にチェック記入させている(官公署・公社・団体等、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 87】 出勤時、チェック表に数値を運転者に記入させ確認(建設業、用途：自分や従業員の移動)

(エ) 出勤時+運転終了後(2回)

酒気帯び確認のタイミングとして、「出勤時+運転終了後(2回)」と回答した人は、10人であった。これは事業所への出勤(始業)時と、運転終了(帰社・帰着)後の2回という回答であった。

回答例

- 【No. 5】 出勤時と運転終了時(その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

- 【No. 22】 出勤時と昼に帰社時、夕方に帰社時に測定し、自動でデータ可(その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, その他: 自社での業務)
- 【No. 79】 出勤および運転後(その他: 協同組合、用途：自分や従業員の移動)

(オ) 運転開始前

酒気帯び確認のタイミングとして、運転の「運転開始前」と回答した人は、8人であった。これは運転を開始する前の1回についてのみ述べた回答であった。

回答例

- 【No. 1】 乗車前に測定し、専用のアプリを用いてクラウド保存。(卸売・小売業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 3】 出発前に確認(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)

(カ) 1日3回以上

酒気帯び確認のタイミングとして、「1日3回以上」と回答した人は、4人であった。これは、「出勤時＋運転開始前＋帰着時」、「出勤時＋運転開始前＋退勤時」、「出勤前＋出勤時＋退勤時」の回答であった。

回答例

- 【No. 20】 出社時・配達出発時・帰社時に実施(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)

(キ) 出勤時＋運転開始前(2回)

酒気帯び確認のタイミングとして、「出勤時＋運転開始前(2回)」と回答した人は、3人であった。これは事業所への出勤・始業時と、運転を開始する前の2回という回答であった。

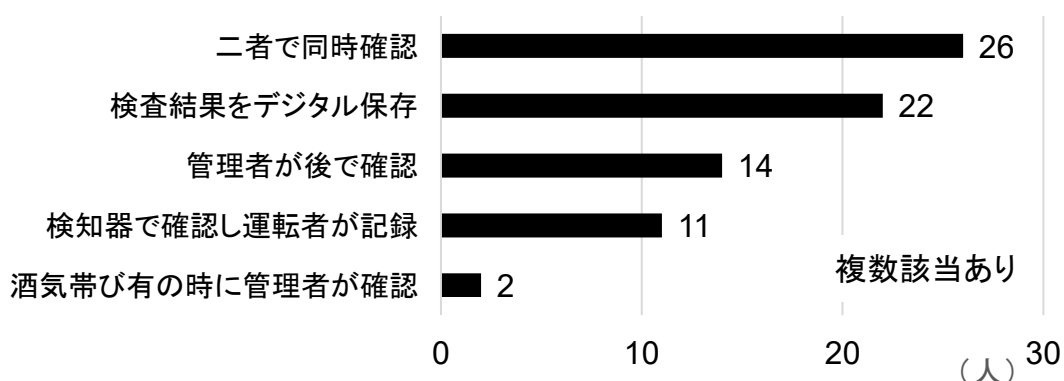
回答例

- 【No. 33】 出勤時、社有車利用時に点検簿に記録を行っている。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

イ 酒気帯び確認の方法

酒気帯び確認の方法についての回答状況を図3-3-6-2に示した。抽出した要素は、(ア)二者で同時確認、(イ)検査結果をデジタル保存、(ウ)管理者が後で確認、(エ)検知器で確認し運転者が記録、(オ)酒気帯び検知時に管理者が確認であった。

＜図 3-3-6-2 酒気帯び確認の方法に関する回答＞



(ア) 二者で同時確認

酒気帯び確認の方法として、「二者で同時確認」と回答した人は、26人であった。「立会いで」、「対面で」、「一緒に」確認すると述べられていたもので、運転者以外の確認者としては、安全運転管理者のほか、「役職者・管理者」、「他の所員」、「同行者」、「立会人」、「第三者」、「記録担当者」が挙げられていた。

回答例

- 【No. 14】 毎日朝本人の顔を見て行っている。免許証確認も同時に行う(その他:道路維持管理、用途:その他:道路清掃車、道路パトロール車)
- 【No. 35】 出勤時間に点検簿に記入させ一緒に数値を見る(建設業、用途:自分や従業員の移動)
- 【No. 51】 始業時乗車前、および終業時降車後各1回実施、測定数値を管理者立ち合いで車両管理アプリに入力(卸売・小売業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 58】 毎日出勤時および退勤時に、全社員にアルコールチェッカーで測定した数値を点検簿に記入させている。管理者は対面で確認している。(建設業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 98】 運転手は出勤時、それ以外の職員運転者は機器で測定し、管理者がと一緒に確認し、点検簿に記入させている。(その他サービス業、用途:利用者の送迎,自社で取り扱う荷物の運搬,緊急車両)

(イ) 検査結果をデジタル保存

酒気帯び確認の方法として、「検査結果をデジタル保存」と回答した人は22人であった。

回答例

- 【No. 24】出勤前にモバイルを使いアルコール検知器で行う。そのデータは営業所に飛んできてデータで保存。運行前と運行後に実際。(運輸業、用途：利用者の送迎)
- 【No. 43】出勤時と帰社時に数値をチェックしパソコンで管理(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 86】工事車両は出退勤時運転者がアルコールチェッカーにて写真撮影と共にクラウドにあげ、管理者が確認する。営業車両は出退勤時運転者がアルコールチェッカーにて写真撮影と共に管理者にデータを送信して管理者がまとめる。(建設業、用途：自分や従業員の移動, その他:工事車両)
- 【No. 105】出勤時にアルコールチェッカーの数値をアプリに入力させ、対面点呼で問題がなければ管理者がアプリで承認し、クラウド上に保存(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)

(ウ) 管理者が後で確認

酒気帯び確認の方法として、「(ア) 二者で同時確認」と異なり、管理者が後から確認すると回答した人は14人であった。直行直帰等で遠隔時の確認の場合や出退勤時間が異なっている業態の場合も該当していた。

回答例

- 【No. 76】出勤時にデータを印字させ、用紙を提出させる。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 86】工事車両は出退勤時運転者がアルコールチェッカーにて写真撮影と共にクラウドにあげ、管理者が確認する。営業車両は出退勤時運転者がアルコールチェッカーにて写真撮影と共に管理者にデータを送信して管理者がまとめる。(建設業、用途：自分や従業員の移動, その他:工事車両)
- 【No. 107】出勤が早いので、パソコン連動のアルコールチェッカーで運転者にチェックしてもらおう。クラウドに保存されるので、後から管理者が確認をしている。(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(エ) 検知器で確認し運転者が記録

酒気帯び確認の方法として、アルコール検知器で確認し運転者が記録と回答した人は11人であった。管理者を含む他者の確認について述

べられていない回答を分類した。

回答例

- 【No. 21】 公用車を使用する前後にチェックし、点検簿に記入させている
(その他サービス業、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動)
- 【No. 42】 原則として出勤前と退勤前に運転者が測定・記録しております。
(建設業、用途：自分や従業員の移動)

(オ) 酒気帯び有の時に管理者が確認

酒気帯び確認の方法として、検知器により酒気帯びと検知されたことが自動通知された場合に管理者が確認すると回答したのは2人であった。

回答例

- 【No. 108】 0.0001mg でも検知すれば、安全管理者・副安全管理者・管理職全員にメール発信される。0 検知となるまで出庫・退勤禁止措置をとっている(卸売・小売業、用途：自社の従業員の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(7) 業務7：酒気帯び確認の記録・保存と検知器の有効保持

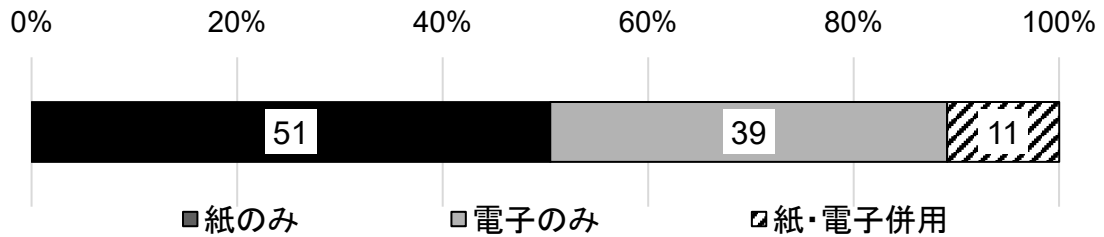
「酒気帯び確認の記録・保存と検知器の有効保持」という業務に関しては、「酒気帯び確認記録簿の確認」(問9(1))と「酒気帯び確認記録簿の様式」(問9(2))に関する2項目で回答を求めた。

ア 酒気帯び確認記録簿の管理

酒気帯び確認記録簿に関する情報を抽出するため、図3-1のフローチャートに基づいて回答内容を分類した。

まず、酒気帯び確認記録簿の管理媒体に関する回答状況を図3-3-7に示した。「紙のみ」での管理が51人、「電子のみ」での管理が39人、「紙・電子併用」での管理が11人であった。酒気帯び確認記録簿は、点検簿と後述の運転日誌に比べると「電子のみ」の管理が多く、方法としては、点検簿と同様に「クラウド・サーバー」、「アプリ」、「電子ファイル」、「システム」といった回答があった。「紙・電子併用」で管理するという回答のうちには、紙で記入したものをスキャナーで取り込む、電子ファイルに入力するとした人が2人、電子ファイルからプリントアウトするとした人が3人いた。

＜図 3-3-7 酒気帯び確認記録簿の管理媒体に関する回答＞



酒気帯び確認記録簿が他の簿冊と一体で管理されているとみなせた回答は 29 人であった。また、酒気帯び確認記録簿に検知結果や顔写真を添付すると回答したのは 8 人であった。管理者の点検簿の確認頻度は、「毎日」が 20 人、「2・3日に1回」が 1 人、「週 1 回」が 7 人、「月 1 回」が 10 人であった。

イ 酒気帯び確認記録簿の様式

酒気帯び確認記録簿に該当する様式ファイルは 10 人から投稿された。①酒気帯び確認記録簿が独立であったのが 7 人、②酒気帯び確認記録簿と点検簿が一体、③酒気帯び確認記録簿と運転日誌が一体、④点検簿と酒気帯び確認記録簿と運転日誌が一体であったものが各 1 人であった。紙媒体での様式見本について、参考資料 2-1～2-7 として示した。但し、匿名性を高めるため、書式は再編集した。

(8) 業務 8：運転日誌の備付けと記録

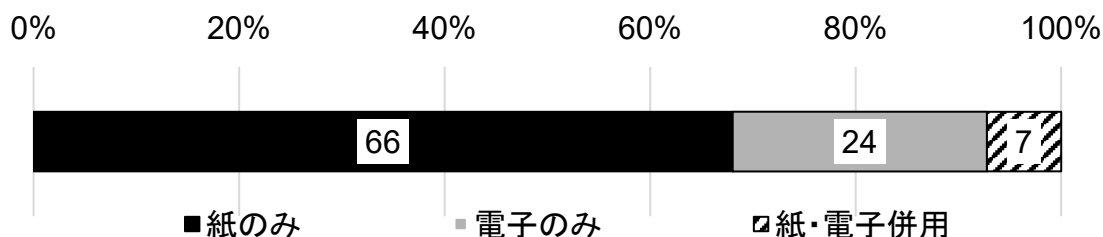
「運転日誌の備付けと記録」という業務に関しては、「運転日誌の管理」(問 10 (1)) と「運転日誌の様式」(問 10 (2)) に関する 2 項目で回答を求めた。

ア 運転日誌の管理

運転日誌に関する情報を抽出するため、図 3-1 のフローチャートに基づいて回答内容を分類した。

まず、運転日誌の管理媒体に関する回答状況を図 3-3-8 に示した。「紙のみ」での管理が 66 人、「電子のみ」での管理が 24 人、「紙・電子併用」での管理が 7 人であった。「電子のみ」の管理が多く、方法としては、点検簿・酒気帯び確認記録簿と同様に「クラウド・サーバー」、「アプリ」、「電子ファイル」、「システム」といった回答があった。「紙・電子併用」で管理するという回答のうちには、紙で記入したものをスキャナーで取り込む、電子ファイルに入力するとした人が 2 人、電子ファイルからプリントアウトするとした人が 1 人いた。

＜図 3-3-8 運転日誌の管理媒体に関する回答＞



運転日誌が他の簿冊と一体で管理されているとみなせた回答は 28 人であった。管理者の運転日誌の確認頻度は、「毎日」が 10 人、「週 1 回」が 4 人、「月 1 回」が 13 人であった。

イ 運転日誌の様式

運転日誌に該当する様式ファイルは 10 人から投稿された。①運転日誌が独立であったのが 1 人であった。その他は、前述の通り、②運転日誌と点検簿が一体であったものが 5 人、③運転日誌と酒気帯び確認記録簿が一体であったものが 1 人、④点検簿と酒気帯び確認記録簿と運転日誌が一体であったものが 1 人であった。紙媒体での様式見本について、参考資料 2-1～2-7 として示した。但し、匿名性を高めるため、書式は再編集した。

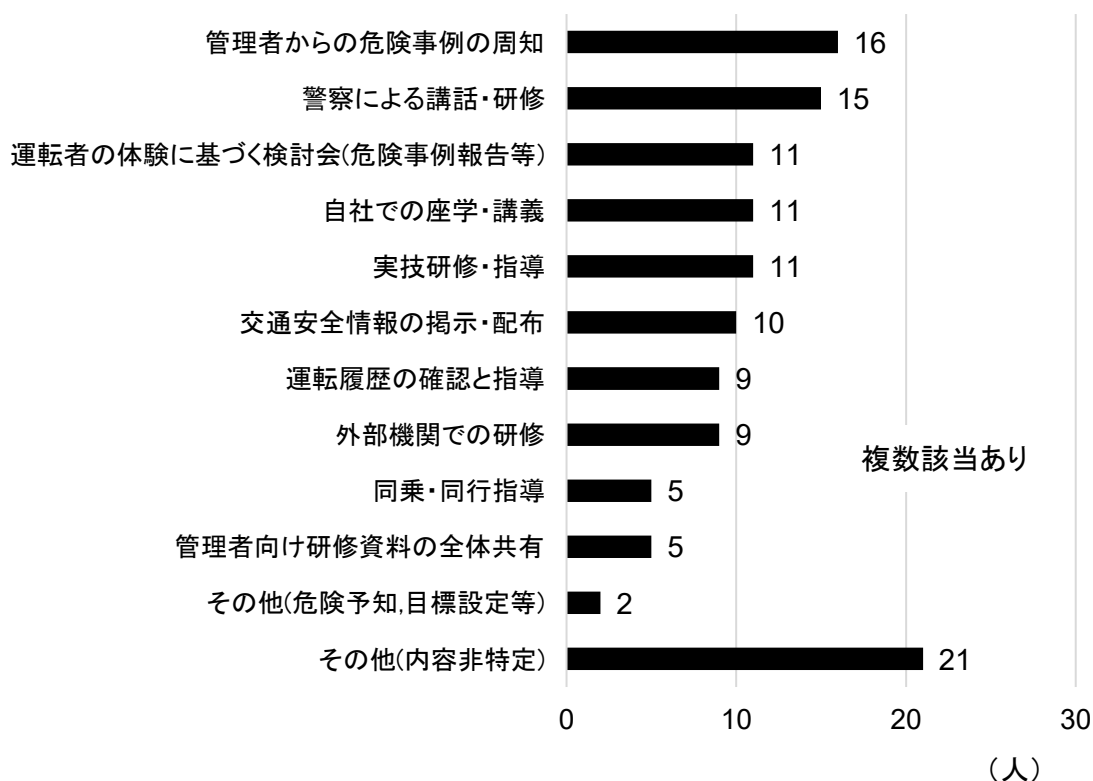
(9) 業務 9：運転者への安全運転の指導

「運転者への安全運転の指導」という業務に関しては、「安全運転指導の方法」(問 11 (1))と「事故・ヒヤリハット事例の共有の方法」(問 11 (2))に関する 2 項目で回答を求めた。

ア 安全運転指導の方法

安全運転指導の方法についての回答状況を図 3-3-9-1 に示した。抽出した要素は、(ア) 管理者からの危険事例の周知、(イ) 警察による講話・研修、(ウ) 運転者の体験に基づく検討会(危険事例報告、検討会等)、(エ) 自社での座学・講義、(オ) 実技研修・指導、(カ) 交通安全情報の掲示・配布、(キ) 運転履歴(ドラレコ・日報)の確認と指導、(ク) 外部機関での研修、(ケ) 同乗・同行指導、(コ) 管理者向け研修資料の全体共有、(サ) その他(危険予知、目標設定等)であった。(ア)～(サ)に該当せず、指導・教育の内容が明確に入力されていなかった回答は(シ) その他(内容非特定)として説明する。

＜図 3-3-9-1 安全運転指導の方法に関する回答＞



(ア) 管理者からの危険（事故、違反、ヒヤリハット等）事例の周知
 安全運転指導の方法として、「管理者からの危険（事故、違反、ヒヤリハット等）事例の周知」を挙げた人は、16人であった。これは、主に自社における事故・違反・ヒヤリハット等の危険事例を管理者側から周知・伝達するというものであった。

回答例

- 【No. 30】 年 1 回、安全大会を実施した際に、自社のヒヤリハット事例と事件事例を報告し、安全運転について注意喚起している。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 55】 毎月、安全衛生委員会を開催した内容を全職員へ回覧ヒヤリハットの取りまとめを実施し、危機回避の方法を教えている(官公署・公社・団体等、用途：自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 108】 月 1 度の全体朝礼にて事件事例・ヒヤリハット事例を共有。グループ内の事件事例などを掲示スペースに貼り出し(卸売・小売業、用途：自社の従業員の送迎,自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 110】 事故発生時、直接電話、面接にて聴取して、社員に反映してい

る。安全部連絡と称するリーフレットで取り上げ、解説検証、注意喚起している。全体会議の安全衛生会議で議題としてとりあげている。(幹部の注意喚起) ヒヤリハットの議題にあげ、注意喚起している。(建設業、用途: 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, その他: 重機の搬送)

(イ) 警察による講話・研修

安全運転指導の方法として、「警察による講話・研修」を挙げた人は、15 人であった。警察や警察 OB に講話や講習会の実施を依頼しているという回答であった。

回答例

- 【No. 4】 警察等に外部委託して年 1 回講話をしてもらっている(建設業、用途: 自分や従業員の移動)
- 【No. 17】 年に一回春に警察署交通課長を招き講話をお願いし、安全運転管理者講習でいただいた資料などを使用して年に 1-2 回 | オンライン会議にて安全運転について話をしている(建設業、用途: 自分や従業員の移動)
- 【No. 52】 警察に来ていただき講習会を実施(製造業、用途: 自分や従業員の移動)
- 【No. 97】 7月の全国安全週間行事として、警察署より交通安全講話をもらっている。(製造業、用途: 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(ウ) 運転者の体験に基づく検討会(危険事例報告等)

安全運転指導の方法として、「運転者の体験に基づく検討会(危険事例報告等)」を挙げた人は、11 人であった。これは、運転者自らの事故違反やヒヤリハットの体験を報告したり、その体験に基づく検討会を行うというものであった。(ア) が管理者からの伝達であるのに対し、(ウ) は運転者の参加型であることが特徴であった。

回答例

- 【No. 40】 社内の教育係に於いて、事故事例やヒヤリハットの体験を共有しミーティングを行い原因、対策などをまとめ、実践している。(官公署・公社・団体等、用途: 緊急車両)
- 【No. 75】 月 1 回、ヒヤリハット、事故事例の検討会を実施し、危機回避の方法を教えている(官公署・公社・団体等、用途: 自分や従業員の移動)
- 【No. 95】 年に 1 回程度内部職員研修で施設周辺及び送迎・出勤ルート of 危険箇所マップなどを作成し、注意喚起を促している。(その他: 福祉、用途: 利用者の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(エ) 自社での座学・講義

安全運転指導の方法として、「自社での座学・講義」を挙げた人は、11人であった。これは後述(ク)とは異なり、自事業所内部で実施するものであった。「DVD・動画の上映」、「ミーティング・検討会」、「安全運転に関するeラーニング」、「交通安全アプリ」等が挙げられた。

回答例

- 【No. 36】 毎月3日に全社安全朝礼により、安全運転重要事項・防止対策の説明と、ドライブレコーダー映像による事故・違反を事例として投影。年2回の事故審査委員会により、当事者への痛み金を含む事故原因・予防策を書面により配布。年一回、各地で安全大会実施、SDカード取得状況・事故事例・対策等を説明。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 70】 入社時に基本的な研修を受けるほか、季節ごとに注意点を動画などを入れて喚起している。(電気ガス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, その他: 灯油の配送)
- 【No. 96】 毎月、交通安全に関するアプリにて教育を行っている(官公署・公社・団体等、用途：自分や従業員の移動)

(オ) 実技研修・指導

安全運転指導の方法として、「実技研修・指導」を挙げた人は、11人であった。これは実技を扱った教育で、「運転指導・訓練」、「実車訓練」、「運転技術・技能」といったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 56】 年1～2回、自社駐車場を利用し、スラローム走行、ブルッカレコード、死角体験等の体験型教育の実施。(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 82】 毎月、実車訓練を行いルールの再確認を行っています(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 107】 年に1回、安全マニュアル勉強会を開催している。運転ではなく、社内、構内で、積み込みなどを含めた安全な作業について再確認してもらっている。(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(カ) 交通安全情報の掲示・配布

安全運転指導の方法として、「交通安全情報の掲示・配布」を挙げた人は、9人であった。これは、(ア)に示した事故・違反・ヒヤリハッ

トといった危険事例以外の全般的な交通安全情報を掲示したり、書面で配布したりといったものであった。内容は、警察署発行の情報、交通安全情報、関連する会議・委員会・講習の配布資料などであった。

回答例

- 【No. 7】 インフォメーション (パソコン) に警察署から発行されている情報を掲示している (建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 19】 交通安全情報を都度配布して注意喚起している。(卸売・小売業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 73】 毎週、管理者が交通安全に関する社内報を作成しており、この紙面上で指導を行っている (卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(キ) 運転履歴 (ドラレコ、日報等) の確認と指導

安全運転指導の方法として、「運転履歴 (ドラレコ、日報等) の確認と指導」を挙げた人は、9人であった。運転者の実際のドラレコ・日報・GPS のデータ・情報を得て、これに基づき個別に指導を実施するという回答であった。

回答例

- 【No. 6】 月 1 回程度管理者が同乗し指導、ドラレコよりスピード超過、急ハンドル、急ブレーキ等のサインがパソコンに送られて来るのでその都度対応 (その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 45】 GPS 無線機は、データが 3 月程保管されているため、運転経路や移動速度等が判明する。都度指導している。(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 83】 責任者による同乗や AI ドラレコによる (その他サービス業、用途：緊急車両)
- 【No. 92】 通信型ドライブレコーダー (トランスログ) を利用して、日々管理者および本社によるチェックを行い、場合によっては指導を行う。(建設業、用途：自分や従業員の移動)

(ク) 外部機関での研修

安全運転指導の方法として、「外部機関での研修」を挙げた人は、9人であった。安全運転管理者協会主催の講習、法定講習、自動車教習所での研修や適性検査受診等が挙げられていた。

回答例

- 【No. 44】 事故違反者等については外部に委託し、運転に対する診断を受けている。(その他サービス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 51】 加害事故惹起者が発生したら、ミーティングにて事故原因振り返りと再発防止対策を指導し、同時に外部団体委託で安全運転適性検査・運転シミュレーター操作による安全運転教育を実施(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 54】 年1回の法定講習のほかに、必要に応じて研修を実施している(その他:自動車学校、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動, その他:教習・検定業務)

(ケ) 同乗・同行指導

安全運転指導の方法として、「同乗・同行指導」を挙げた人は、5人であった。

回答例

- 【No. 82】 また、途中入社社員には、新人安全研修を実施し、道路交通法や社内安全ルールの教育と実車訓練を実施してから同乗指導を行い、管理者が見極めしてから独り立ち(約1ヶ月)(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 107】 新人が入った場合は、指導者を決めて、新人に同行してもらい、見て、説明を受けて、学んでもらい、途中からは、新人に実行してもらい、指導者から指導をしてもらう。(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(コ) 管理者向け研修資料の全体共有

安全運転指導の方法として、「管理者向け研修資料の全体共有」を挙げた人は、5人であった。

回答例

- 【No. 32】 管理者講習会の内容を周知している(その他:計装機器販売、メンテナンス他、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 59】 毎月の安全衛生委員会で交通に関するテーマを設定しており、啓発内容を各安全委員会から所属員に周知、教育させている。(電気ガス業、用途：自分や従業員の移動, 緊急車両)

(サ) その他（危険予知、目標設定等）

安全運転指導の方法として、「危険予知訓練」を実施するという回答が4人、「安全運転標語」、「重点目標」といった「目標・テーマを設定する」という回答が4人であった。

回答例

- 【No. 61】月曜朝礼にて交通安全の目標を発表する。例としては子供たちが長期の休み明けなどタイミングで、通学路の走行など注意喚起を行うヒヤリハット体験は事故防止コンクール中社員全員が発表しますそれ以外ではその週の当番がそのような体験があった場合に発表します。（その他：測量設計コンサルタント、用途：自社で取り扱う荷物の運搬、自分や従業員の移動）
- 【No. 89】毎日、危険予知トレーニングを行う。（製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬）

(シ) その他

その他は、指導・教育の具体的な内容に言及がないものであった。このうち、朝礼や安全衛生委員会のような定例会議等での指導について述べたのは9人、頻度を明記した教育が11人に述べられていた。

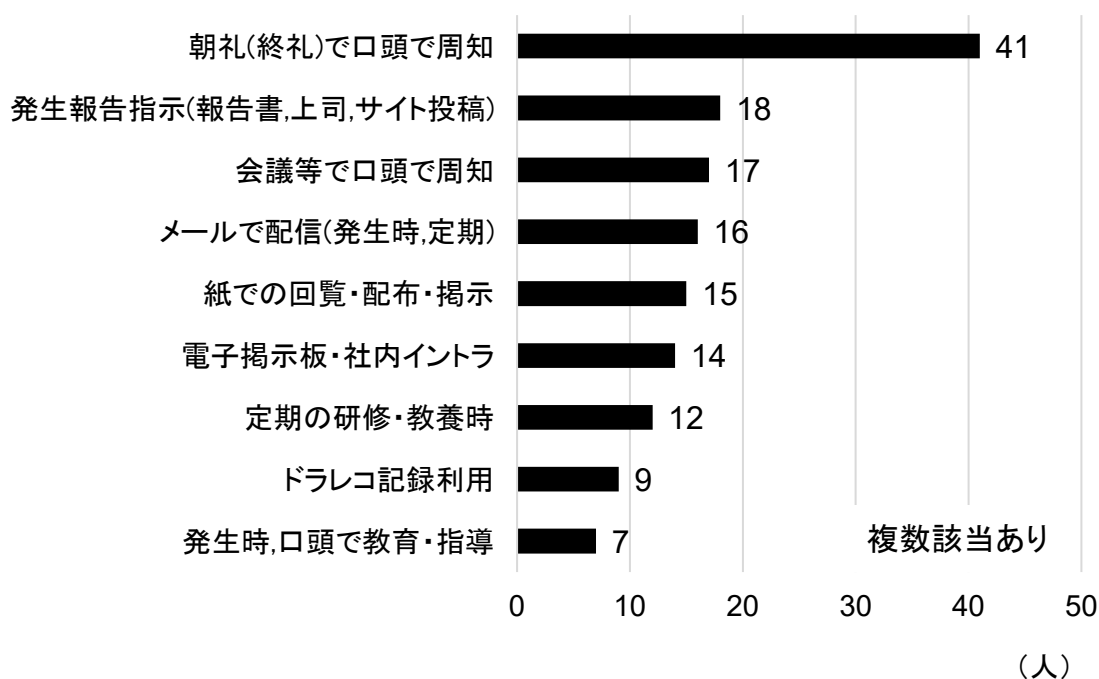
回答例

- 【No. 12】半年に一度、定期安全講習の実施（製造業、用途：自分や従業員の移動）
- 【No. 90】半年に一度位、各種の教育時に行っています。（その他サービス業、用途：自分や従業員の移動）

イ 事故・ヒヤリハット事例の共有の方法

事故・ヒヤリハット事例の共有の方法についての回答状況を図3-3-9-2に示した。抽出した要素は、(ア)朝礼（終礼）で口頭で周知、(イ)発生報告指示（報告書、上司、サイト投稿）、(ウ)会議等で口頭で周知、(エ)メールで配信（発生時、定期）、(オ)紙での回覧・配布・掲示、(カ)電子掲示板・社内イントラ、(キ)定期の研修・教養時、(ク)ドラレコ記録利用、(ケ)発生時、口頭で教育・指導であった。

＜図 3-3-9-2 事故・ヒヤリハット事例の共有の方法に関する回答＞



(ア) 朝礼（終礼）で口頭で周知

事故・ヒヤリハット事例の共有の方法として、「朝礼（終礼）で口頭で周知」を挙げた人は、41人であった。特に朝礼（少数だが終礼）において、口頭で周知・伝達するという回答であった。

回答例

- 【No. 4】 朝礼時に皆に口頭で伝える(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 8】 朝礼や月1回の教養で行なっている。(その他サービス業、用途：その他:自動車学校の教習)
- 【No. 43】 朝礼時に発表(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 93】 朝礼時に資料を基に説明する(通信業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 108】 月1度の全体朝礼にて事故事例・ヒヤリハット事例を共有(卸売・小売業、用途：自社の従業員の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(イ) 発生報告指示（報告書、上司、サイト投稿）

事故・ヒヤリハット事例の共有の方法として、「発生報告指示（報告書、上司、サイト投稿）」を挙げた人は、18人であった。「報告書・記録簿の作成・提出」、「自社サイト・報告システムへの投稿」、「上司へ

の報告」といったことが挙げられていた。

回答例

- 【No. 13】 専用の自社サイトへの投稿、ドライブレコーダー映像を使用したミーティング・指導の実施(その他:高速道路のパトロール、用途:緊急車両)
- 【No. 73】 1 事故、違反発生の都度、発生報告書で報告を受け、発生報告書に基づき管理者が「発生速報」を作成、これをイントラネットに掲示し情報共有を図っている。2 ヒヤリハットについても、近日中にイントラネットに掲示し情報共有を図ることとしている。(卸売・小売業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 74】 事故発生時に、報告書を提出してもらい、社内インフラ上の掲示板に掲載(卸売・小売業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 99】 上長、部門長、総務責任者、社長、各拠点の店長に報告(卸売・小売業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動,その他:販売車 代車 社用車)
- 【No. 103】 各自月 1 件以上のヒヤリハットを提出してもらい各部署月一回のグループ会議で共有、重大ヒヤリについては社内展開。(電気ガス業、用途:自分や従業員の移動)

(ウ) 会議等で口頭で周知

事故・ヒヤリハット事例の共有の方法として、「会議等で口頭で周知」を挙げた人は、17 人であった。(ア) で述べた朝礼(終礼)以外の会議で口頭で周知・伝達するという回答又はタイミング・機会を特定していないが口頭で周知・伝達するという回答であった。

回答例

- 【No. 23】 労働安全委員会で共有している(卸売・小売業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 71】 口頭で伝える(その他:産業廃棄物処理、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)
- 【No. 87】 会議の時に周知してる(建設業、用途:自分や従業員の移動)
- 【No. 94】 労働安全衛生委員会で議題に挙げ、それらを社内展開(製造業、用途:自社で取り扱う荷物の運搬,自分や従業員の移動)

(エ) メールで配信(発生時、定期)

事故・ヒヤリハット事例の共有の方法として、「メールで配信(発生

時、定期)」を挙げた人は、16人であった。

回答例

- 【No. 49】 事故発生時に、メールで全員に文章で配信する(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動, 緊急車両)
- 【No. 62】 万が一事故が起きた場合は、メールなどで事故の内容を社員に通知し啓もう活動を行う。朝礼などで役職者から事故防止の啓もう活動を合わせて行う。(製造業、用途：自社の従業員の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 67】 社内メールで共有しています。(その他:医療, 福祉、用途：利用者の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動, 緊急車両)
- 【No. 105】 事故発生時に、メールまたは周知会を開催し情報共有。その後、事故報告書にて対策等を回覧させる。(製造業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)

(オ) 紙での回覧・配布・掲示

事故・ヒヤリハット事例の共有の方法として、「紙での回覧・配布・掲示」を挙げた人は、15人であった。「文書・書面」、「回覧・展開」といった回答を分類した。

回答例

- 【No. 19】 事故があった場合は、都度文書で通知して注意喚起している。(卸売・小売業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 40】 危険見積もりを作成し執務室内に掲示している(官公署・公社・団体等、用途：緊急車両)
- 【No. 51】 月1回程度で安全運転案内を回覧周知(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 65】 事故発生時にペーパーを作成して、全員に指示している(官公署・公社・団体等、用途：その他:講習等)
- 【No. 108】 グループ内の事故事例などを掲示スペースに貼り出し(卸売・小売業、用途：自社の従業員の送迎, 自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)

(カ) 電子掲示板・社内イントラ

事故・ヒヤリハット事例の共有の方法として、「電子掲示板・社内イントラ」を挙げた人は、14人であった。「電子掲示板」、「社内イントラ」、「クラウド」、「システム」といったことが挙げられた。

回答例

- 【No. 2】ヒヤリ・ハット報告書を作成の上、クラウド上にあげて共有している。(建設業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 10】パソコンの掲示板にアップしている(卸売・小売業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 48】交通違反や事故発生時に、ドライブレコーダーの映像を添付して社員全員にチームスの回覧で共有(電気ガス業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬)
- 【No. 92】社内掲示板にて配信。(建設業、用途：自分や従業員の移動)

(キ) 定期の研修・教養時

事故・ヒヤリハット事例の共有の方法として、「定期の研修・教養時」を挙げた人は、12人であった。定期で実施している研修・教養・訓練の内容に、事故事例・ヒヤリハット事例を盛り込んで実施するという内容であった。

回答例

- 【No. 47】四半期に一回のリスク予知訓練にて実施。(卸売・小売業、用途：自社の従業員の送迎, 自分や従業員の移動)
- 【No. 84】e ラーニングの中で事故事例を盛り込んだ研修を作成し、受講させる。(不動産業、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動)
- 【No. 101】月に一度の教養資料等に織り込みとする。(卸売・小売業、用途：自分や従業員の移動)

(ク) ドラレコ記録利用

事故・ヒヤリハット事例の共有の方法として、「ドラレコ記録利用」を挙げた人は、9人であった。

回答例

- 【No. 63】交通委員会でドラレコ映像を流す。パソコンでヒヤリハット映像をまとめており、情報共有している(建設業、用途：自社で取り扱う荷物の運搬, 自分や従業員の移動)
- 【No. 72】朝夕の引き継ぎ時に口頭で説明及びドラレコ動画を確認し、安全対策を全員で共有。(その他サービス業、用途：緊急車両)
- 【No. 85】ドラレコ映像で共有する(その他サービス業、用途：緊急車両)

(ケ) 発生時、口頭で教育・指導

事故・ヒヤリハット事例の共有の方法として、「発生時、口頭で教育・

指導」を挙げた人は、7人であった。これは事故・ヒヤリハットが発生した機会に、情報共有に加え検討会や教育を行うというものであった。

回答例

- 【No. 9】 朝礼時や事故発生時に検証する形で共有している。(その他サービス業、用途：利用者の送迎, 自分や従業員の移動)
- 【No. 90】 毎日の朝礼時と事故が発生した際は個別に教育を行っています。(その他サービス業、用途：自分や従業員の移動)
- 【No. 104】 事故が発生した場合は事故検討会を実施し、水平展開している(その他サービス業、用途：その他:電気設備点検訪問)

第4 まとめ

道路交通法 74 条の 3 より、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、「安全運転管理者」の選任を行わなければならないとされている。しかし、安全運転管理者制度の対象となるのは、小規模の事業所や運転業務が主ではない事業所も多い。したがって、このような多様な業態の安全運転管理者選任事業所においても、制度について効率的に周知し教養が実施できる資料が求められている。

そこで、本調査研究では、全国の安全運転管理者および安全運転管理者選任事業所を対象とする、安全運転管理者業務に関する教養資料（DVD）を作成した。これによって、安全運転管理者が自らの業務に対する理解を深め、安全運転を確保することを支援することを目的とするものであった。

教養資料の作成に先立ち、安全運転管理者選任事業所等における実態を把握するため、安全運転管理者選任事業所の安全運転管理者を対象として、9つの安全運転管理業務の実施状況について WEB アンケートを実施した。2024 年 11 月 15 日～12 月 6 日に、各事業所の安全運転管理者 1 人に回答を求め、110 人の安全運転管理者から回答が得られた。自由記述で入力された回答について、重複する内容をまとめて要素を抽出した。下記に得られた結果を記した。() 内に示した人数は、回答にその要素が含まれていた数である。1 人の回答が複数の要素に該当する場合もあった。

第一に、「運転者の適性等の把握」の業務に関する回答結果について述べる。運転者の適性の把握の方法としては、①運転記録証明書の取得（73 人）、②同乗チェック・指導（27 人）、③事故・違反の報告の義務・推奨（21 人）、④機器記録（ドラレコ・スマホアプリ等）の確認（15 人）、⑤適性検査（14 人）、⑥テスト・検定（5 人）等が挙げられた。得られた情報の活用法としては、①同乗チェック・指導（27 人）、②情報に応じた個々の運転者への指導（27 人）、③情報の周知・注意喚起（22 人）、④主に全員向け講習会・研修会（18 人）、⑤情報に応じた処遇（処分、表彰、運転許可）（7 人）等が挙げられた。

第二に、「運行計画の作成」の業務に関する回答結果について述べる。運行計画の作成の方法としては、①随時変更が必要なため、運転者主体で作成（26 人）、②運転者以外の担当者が作成（20 人）、③ルートは固定（16 人）、④システム・機器が作成（4 人）等が挙げられた。運行計画の確認の方法としては、①運転前に複数名（運転者、管理者、担当部署等）で確認（20 人）、②掲示板・綴・デジタルで共有して確認（18 人）、③記録等に基づき、事後確認（17 人）、④運転前に、運転者から連絡・確認させる（12 人）、⑤ルート変更時、運転者から確認させる（6 人）、⑥2回確認（6 人）、⑦遠方への運行時は別途指示（5 人）、⑧電話等で個々に配信（3 人）が挙げられた。運行計画の確認のポイントとして

は、①移動の所要時間・距離・行き先（35人）、②天候・道路状況・危険箇所（11人）、③休憩時間・場所・疲労（10人）等が挙げられた。

第三に、「交替運転者の配置」の業務に関する回答結果について述べる。交替運転者をおく基準については、①運転者の体調不良の場合（23人）、②長距離・長時間運転の場合（14人）が挙げられた。交替運転者に関する対処方法としては、①臨機応変に対応（11人）、②場合により2名体制にする（11人）、③管理者が交替要員となる（10人）、④日頃から休憩・体調管理を指示（10人）、⑤万一の時対応できる体制としておく（9人）が挙げられた。

第四に、「異常気象時等の安全運転の確保」の業務に関する回答結果について述べる。異常気象時等の情報の伝達方法としては、①口頭（35人）、②デジタルツール（メール、トークアプリ、電子掲示板）（27人）、③電話（7人）、④書面（ホワイトボード、社内掲示板、配布資料）（6人）等が挙げられた。異常気象時等の情報伝達のタイミングとしては、①朝礼・定期ミーティング時（53人）、②都度・必要時（28人）、③運転前（出勤時・出発時）（12人）、④点呼・酒気帯び確認・引継時（8人）、⑤前日まで（5人）が挙げられた。異常気象時の指示内容としては、①運転・出勤中止（24人）、②情報（道路・気象）の収集と共有（23人）、③ルート変更（19人）、④気象・道路状況に合わせた指示（17人）、⑤全般的注意喚起（17人）、⑥時間の変更・時間の余裕（12人）、⑦特定道路の使用禁止（5人）等が挙げられた。

第五に、「点呼等による日常点検と健康状態の確認と指示」の業務に関する回答結果について述べる。健康状態の確認の方法としては、①対面・顔色（30人）、②声掛け・挨拶・会話（24人）、③自己申告（11人）、④項目指定の健康確認（体温、血圧、チェック表）（10人）、⑤酒気帯び確認（9人）が挙げられた。健康状態の確認のタイミングとしては、①朝礼（42人）、②出勤時・引継時（28人）、③酒気帯び確認時（23人）、④運転前・出発前（15人）、⑤出勤前（3人）が挙げられた。車両点検の方法としては、①毎日（毎回）運転者（車両担当者）が点検（78人）、②管理者による点検（14人）、②付加的点検（12人）、③1日2回以上の点検（11人）、④複数人による点検（ダブルチェック）（10人）、⑤専門機関による点検（9人）等が挙げられた。点検簿については、紙媒体での管理が69%、電子媒体での管理が20%、紙と電子を併用しての管理が11%であった。

第六に、「運転前後の酒気帯びの有無の確認」の業務に関する回答結果について述べる。酒気帯び確認のタイミングとしては、①運転開始前+運転終了後（2回）（30人）、②出勤時+退勤時（2回）（27人）、③出勤時（25人）、④出勤時+運転終了後（2回）（10人）、⑤運転開始前（8人）、⑥1日3回以上（4人）、⑦出勤時+運転開始前（2回）（3人）が挙げられた。酒気帯び確認の方法としては、①二者で同時確認（26人）、②検査結果をデジタル保存（22人）、③管理

者が後で確認（14人）、④検知器で確認し運転者が記録（11人）等が挙げられた。

第七に、「酒気帯び確認の記録・保存と検知器の有効保持」の業務に関する回答結果について述べる。酒気帯び確認記録簿については、紙媒体での管理が50%、電子媒体での管理が39%、紙と電子を併用しての管理が11%であった。

第八に、「運転日誌の備付けと記録」の業務に関する回答結果について述べる。運転日誌については、紙媒体での管理が68%、電子媒体での管理が25%、紙と電子を併用しての管理が7%であった。

最後に、「運転者への安全運転の指導」の業務に関する回答結果について述べる。安全運転指導の方法としては、①管理者からの危険（事故、違反、ヒヤリハット等）事例の周知（16人）、②警察による講話・研修（15人）、③運転者の体験に基づく検討会（危険事例報告等）（11人）、④自社での座学・講義（11人）、⑤実技研修・指導（11人）、⑥交通安全情報の掲示・配布（10人）、⑦運転履歴（ドラレコ、日報等）の確認と指導（9人）、⑧外部機関での研修（9人）、⑨同乗・同行指導（5人）、⑩管理者向け研修資料の全体共有（5人）等が挙げられた。事故・ヒヤリハット事例の共有の方法としては、①朝礼（終礼）で口頭で周知（41人）、②発生報告指示（報告書、上司、サイト投稿）（18人）、③会議等で口頭で周知（17人）、④メールで配信（発生時、定期）（16人）、⑤紙での回覧・配布・掲示（15人）、⑥電子掲示板・社内イントラ（14人）、⑦定期の研修・教養時（12人）、⑧ドラレコ記録利用（9人）、⑨発生時、口頭で教育・指導（7人）が挙げられた。

本調査の結果、安全運転管理者選任事業所の業種・規模は多様である一方、安全運転管理者業務遂行の実態については共通する部分が多くみられた。各業務を確実に遂行するためには、本報告書に示した他社の実践例を参考にしつつ、自事業所・管理下運転者の状況に合わせて、指示の内容・方法・タイミングを工夫することが重要であると考えられる。

卷末資料

- 1 WEB アンケート画面
- 2 各種簿冊例
 - 2－1 車両点検表
 - 2－2 酒気帯び確認記録表①
 - 2－3 社用車使用状況報告書
 - 2－4 運転日誌
 - 2－5 酒気帯び確認記録表②
 - 2－6 自動車使用伺兼自動車日報
 - 2－7 運転日報

安全運転管理者の業務に関するアンケート

ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

* は、必須項目です。

9%

本アンケート調査への参加は、あなたの自由意志によります。参加に同意した後であっても、参加の中止を希望される場合は、その理由を問わずその時点で中止いたします。この場合は、情報を廃棄し、それ以降は調査に使用しません。ただし、調査により得られたデータを匿名化した後はそのデータを削除できません。そのため、調査への参加にあたっては十分ご配慮ください。

1 本調査の目的と内容

本調査の目的は、安全運転管理者の業務の実施状況についてアンケート調査を行い、安全運転管理者の業務に関する教養資料（DVD）作成の参考とすることです。そのために、事業所等において安全運転管理者に選任されている方に、安全運転管理業務の取り組み状況などをお聞きます。

2 調査の方法及び所要時間

パソコン、スマートフォン等を使ってWEBアンケートにご回答いただきます。所要時間は約15分を予定しています。

3 調査参加者が被る可能性のある不利益の有無

この調査にご協力いただいたため、あるいは、ご協力いただかなかったために不利益を被ることはありません。

4 個人情報の保護

調査によって得られたデータは、セキュリティに配慮した電子メール等の方法により、自動車安全運転センターが業務委託を行っている社会システム株式会社から調査責任者に提供されます。収集データは、調査責任者が厳正に管理・保管し、由来する個人が特定できないように記号化した分析用データを作成することで個人情報を保護します。このほか本調査参加のためにお知らせいただいた住所等は、委託業者が本調査の連絡のみのために使用し、自動車安全運転センターが取得することはありません。

5 調査結果の公表

調査結果は報告書として取りまとめて公表され、自動車安全運転センターが作成する安全運転管理者の業務に関する教養資料（DVD）において一部の回答を紹介いたします。また、交通安全の向上等の種々の取り組みに使用される可能性があります。ただし、個人や事業所等が特定できるような情報や個人に関わる情報は一切公表しませんのでご安心ください。

6 調査終了後のデータの処理

調査で収集したデータ、分析用データについては、調査終了後5年間、その間に報告書や論文等を発表した場合はその時点からさらに5年間適切に保存・管理します。また、保存期間終了後に、収集したデータ及び分析用データは廃棄します。なお、収集したデータ・分析用データは、この調査以外の目的では使用しません。

7 調査に関する連絡先及び調査責任者

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル2階
自動車安全運転センター調査研究部（担当：小菅）
電話 03-3264-8617

令和6年11月15日

調査責任者 自動車安全運転センター調査研究部（担当：小菅 律）

問1 本調査の内容について上記のとおり説明しました。*
これを読み、「同意する」または「同意しない」を選択してください。

- 同意する
 同意しない

次へ

一時保存

安全運転管理者の業務に関するアンケート

ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

* は、必須項目です。

18%

問2-(1) あなたの事業所の業種を1つを選んでください。*

- | | | |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| <input type="radio"/> 官公署・公社・団体等 | <input type="radio"/> 建設業 | <input type="radio"/> 製造業 |
| <input type="radio"/> 卸売・小売業 | <input type="radio"/> 不動産業 | <input type="radio"/> 金融保険業 |
| <input type="radio"/> 運輸業 | <input type="radio"/> 電気ガス業 | <input type="radio"/> 通信業 |
| <input type="radio"/> その他サービス業 | <input type="radio"/> その他 | <input type="text"/> |

問2-(2) あなたの管理下で、業務で使用している車両の主な用途をすべて選んでください。*

- | |
|---------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 利用者の送迎 |
| <input type="checkbox"/> 自社の従業員の送迎 |
| <input type="checkbox"/> 自社で取り扱う荷物の運搬 |
| <input type="checkbox"/> 自分や従業員の移動 |
| <input type="checkbox"/> 緊急車両 |
| <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/> |

問2-(3) あなたの管理下で運転を伴う業務に就いている従業員は、およそ何人ですか。*

 人

問2-(4) 事業所全体の従業員数は何人ですか（運転を伴う業務についていない従業員を含む）。*

- | |
|--------------------------------|
| <input type="radio"/> 29人以下 |
| <input type="radio"/> 30~49人 |
| <input type="radio"/> 50~99人 |
| <input type="radio"/> 100~299人 |
| <input type="radio"/> 300~999人 |
| <input type="radio"/> 1,000人以上 |

問2-(5) あなたの事業所の所在する都道府県を選択してください。*

戻る

次へ

一時保存

安全運転管理者の業務に関するアンケート

ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

* は、必須項目です。

27%

以降の質問では、安全運転管理者の業務それぞれについて、御社での取り組みをお聞きします。例を参考にしながら、思いつくことを何でも自由に、できるだけ詳しくお答えください。重複があっても構いません。

「運転適性等の把握」について

問3 運転者の適性、知識、技能、違反等はどのように把握していますか。

またその結果をどのように活用していますか。

例1) 年1回くらいは助手席に同乗して運転ぶりをチェックし、指導している

例2) 適性検査（K型）の実施と結果の解説については外部機関に委託している

例3) 運転記録証明書の分析資料のうち、回数が多い違反に注目し、その違反を扱った動画資料を探してきて見せている

戻る

次へ

一時保存

安全運転管理者の業務に関するアンケート

ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

* は、必須項目です。

36%

「運行計画の作成」について

問4-(1) 運行計画は、業務の範囲や距離によっても異なると思われますが、御社ではどのように運行計画を立て、それを把握していますか。車両の利用のしかたを教えてください。

- 例1) その日の利用者によって毎日ルートが異なるため、前々日までにルートを自分（管理者）が考え、運転者に伝えている。天候によっては随時電話でルート変更を伝える。
- 例2) 様々な営業先があって、業務中に随時ルートが変わるため、運転者に出発時に連絡をさせ、ルートの把握をしている

問4-(2) 運行計画を確認するポイントがありますか。

例) 移動にかかる時間に無理がないか確認する

戻る

次へ

一時保存

安全運転管理者の業務に関するアンケート

ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

* は、必須項目です。

45%

「交替運転者の配置」について

問5 交替運転者をおく場合があれば、その条件や状況について教えてください。

例1) 300km以上走行する予定がある場合は、交替要員を同乗させる

例2) 途中で体調不良となった場合は、自分（管理者）が出向いて交替する

戻る

次へ

一時保存

安全運転管理者の業務に関するアンケート

ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

* は、必須項目です。

54%

「異常気象時等の安全運転の確保」について

問6-(1) 悪天候やイベントの情報は、運転者には、どのタイミングで、どのように伝えていますか。

例1) 朝礼のときに、全員に口頭で伝える

例2) 出勤時間がバラバラなので、必要時のみメールで文章で配信する

問6-(2) 悪天候やイベントに伴う指示は、どのような内容ですか。

例1) 冠水ポイントを示し、避けるルートを指示する

例2) 降雪で立ち往生しないよう高速道路には乗らないよう指示する

戻る

次へ

一時保存

安全運転管理者の業務に関するアンケート

ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

* は、必須項目です。

63%

「点呼等による健康状態の確認と日常点検」について

問7-(1) 運転者の健康状態は、どのタイミングで、どうやって確認していますか。

- 例1) 朝礼のときに、各人の顔色を見る
- 例2) 運転者それぞれの出勤時に声をかけ、前日との受け答えの違いを確認

問7-(2) 車両等の点検は、誰がどのタイミングで行いますか？点検項目や頻度も教えてください。

- 例1) 燃料とタイヤは毎日運転者に点検させている
- 例2) 駐車を毎日自分（管理者）が見て回る

問7-(3) 点検簿はどのような形態で管理していますか。

- 例1) 日誌・アルコールチェック記録簿・点検簿はアプリ上で一体となっており、クラウド上で管理し、毎日管理者がチェックしている
- 例2) 紙媒体の冊子を所定の書棚で管理し、週1回自分（管理者）がまとめて確認する

問7-(4) 点検簿には、どんな内容を記載していますか。

写真・画像あるいは電子ファイルでフォーマットを共有いただけるようでしたらアップロードをお願いします。
 アップロードするファイルは様式や見本とし、個人情報を含まないようご注意ください。
 (アップロードされない場合は次の質問へ)

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

アップロード

戻る

次へ

一時保存

安全運転管理者の業務に関するアンケート

ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

* は、必須項目です。

72%

「運転前後の酒気帯びの有無の確認」について

問8 アルコールチェックは、どのタイミングで、どのように行っていますか？

例) 出勤時、運転者に数値を点検簿に記入させ、一緒に点検簿を見る

戻る

次へ

一時保存

安全運転管理者の業務に関するアンケート

ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

* は、必須項目です。

81%

「酒気帯び有無の確認の記録・保存と検知器の有効保持」について

問9-(1) アルコールチェック記録簿はどのような形態で管理していますか。
保存形式（紙か電子か等）、保管場所、提出方法についても教えてください。

例1) 日誌・アルコールチェック記録簿・点検簿はアプリ上で一体となっており、
クラウド上で管理し、毎日管理者がチェックしている

例2) 紙媒体の冊子を所定の書棚で管理し、週1回自分（管理者）がまとめて確認する

問9-(2) アルコールチェック記録簿には、どんな内容を記載していますか。写真・画像あるいは
電子ファイルでフォーマットを共有いただけるようでしたらアップロードをお願いします。
アップロードするファイルは様式や見本とし、個人情報を含まないようご注意ください。
(アップロードされない場合は次の質問へ)

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

アップロード

戻る

次へ

一時保存

安全運転管理者の業務に関するアンケート

ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

* は、必須項目です。

90%

「運転日誌の備付けと記録」について

問10-(1) 運転日誌はどのような形態で管理していますか。

保存形式（紙か電子か等）、保管場所、提出方法についても教えてください。

例1) 日誌・アルコールチェック記録簿・点検簿はアプリ上で一体となっており、クラウド上で管理し、毎日管理者がチェックしている

例2) 紙媒体の冊子をそれぞれ別の場所で管理し、週1回自分（管理者）がまとめて確認する

問10-(2) 運転日誌は、どんな内容を記載していますか。写真・画像あるいは電子ファイルでフォーマットを共有いただけるようでしたらアップロードをお願いします。

アップロードするファイルは様式や見本とし、個人情報を含まないようご注意ください。（アップロードされない場合は次の質問へ）

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

アップロード

戻る

次へ

一時保存

安全運転管理者の業務に関するアンケート

ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

* は、必須項目です。

100%

「運転者への安全運転指導」について

問11-(1) 安全運転教育は、どのタイミングで、どのような内容を行っていますか。

- 例1) アルバイトが多いため、年1回車載器で運転の様子を記録し、自分（管理者）が見て指導
- 例2) 月1回、ヒヤリハット事例の検討会を実施し、危機回避の方法を教えている
- 例3) 半年に1回くらい、自社の駐車場でパイロンを設置してスラローム走行の練習をしている
- 例4) 警察等に外部委託して講話をしてもらっている

問11-(2) 自社の事故やヒヤリハット経験を、どうやって共有していますか。

- 例1) 朝礼時に皆に口頭で伝える
- 例2) 事故発生時に、メールで全員に文章で配信する
- 例3) 各運転者用のタブレットで危険個所を撮影させ、クラウド上にあげさせている

戻る

確認

一時保存

車両点検表

号車		令和		年		月		担当者：	
※「0」の付く日はエンジンルームの点検等の確認をしてください。									
積算距離		エンジンルーム							
日	始業時	ブレーキ液	クラッチ液	ウォッシュャー液	冷却液	E/Gオイル	ベルト	タイヤ	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
月間走行距離		K							

酒 気 帯 び 確 認 記 録 表

令和 年 月

車両番号

車種

安全運転管理者	副安全運転管理者

出勤時 (運転前)

点検項目	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日		
確認時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
確認方法	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電		
検知器 測定数値																																	
酒気帯び 有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
運転者																																	
車両 点検状況	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪	良・悪		
確認者																																	

退勤時 (運転後)

確認時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
確認方法	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	対・電	
検知器 測定数値																																
酒気帯び 有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
運転者																																

※安全運転管理者又は副安全運転管理者と対面又は電話等で確認をして記入するようにお願いします。

月分 社用車使用状況報告書

(社用車運行記録及び車輛点検表)

日	運行区間 使用目的等	走行数	燃料	オイル交換	社長	管理責任者	点検者	運転者
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10					1	ハンドルの遊び	少ない・多い・適正	
11					2	クラッチの切れ	浅い・深い・適正	
12					3	サイドブレーキの効き	甘い・悪い・良好	
13					4	フットブレーキの効き	甘い・悪い・良好	
14					5	エンジンの調子	気になる・正常	
15					6	前照灯	異常 ・ 正常	
16					7	制動灯	異常 ・ 正常	
17					8	車巾灯・尾灯	異常 ・ 正常	
18					9	ウインカー	異常 ・ 正常	
19					10	警報器	異常 ・ 正常	
20					11	タイヤ状況	多少摩耗・摩耗・正常	
21					12	オイルの量	少ない・多い・適正	
22					13	オイルの質	汚い・多い・適正	
23					14	冷却水	少ない・汚い・適正	
24					15	バッテリー液	少ない・汚い・適正	
25					16	ウォッシャー液	少ない・汚い・適正	
26					17	ハブナットのゆるみ	異常 ・ 正常	
27					18	ファンベルト	ゆるみ・損傷・適正	
28					19			
29								
30					備考			
31								
		月走行計						

所属 (○○ ・ ○○ ・ 総務)

登録番号

点検日 ○○年 ○月 ○日

※作成上の留意点

1. 運転者は、運行・使用目的・メーター数等について、所定の記録を行い毎月5日までに報告書にて提出する。
メーター数については、毎月1日と月末に記録をする。
2. 私用目的にて使用した場合は、目的と走行距離数を記入する。
3. 報告書は、総務部・安全運転管理者経由とし、提出する。

酒気帯び確認記録表

記録の保存期間：1年間

部署

確認日 令和 年 月 日 ()

運転者	運転前や出勤時確認					運転後や退勤時確認								
	確認時間	対面での方法	酒気帯びの有無	当月重点指示事項	特記事項	確認者	確認時間	対面での方法	酒気帯びの有無	当月重点指示事項	特記事項	確認者		
車両番号又は識別できる記号、番号等	：	TEL：その他（以下記入）	有	かもしれない運転を心がける			：	TEL：その他（以下記入）	有	かもしれない運転を心がける				
	：	TEL：その他（以下記入）	無					：	TEL：その他（以下記入）		無			
	：	TEL：その他（以下記入）	有					：	TEL：その他（以下記入）		有			
	：	TEL：その他（以下記入）	無					：	TEL：その他（以下記入）		無			
	：	TEL：その他（以下記入）	有					：	TEL：その他（以下記入）		有			
	：	TEL：その他（以下記入）	無					：	TEL：その他（以下記入）		無			
	：	TEL：その他（以下記入）	有					：	TEL：その他（以下記入）		有			
	：	TEL：その他（以下記入）	無					：	TEL：その他（以下記入）		無			
	：	TEL：その他（以下記入）	有					：	TEL：その他（以下記入）		有			
	：	TEL：その他（以下記入）	無					：	TEL：その他（以下記入）		無			

○選択項目については、該当項目を○で囲う。
 ○直行直帰や出張・休出・早出残業等で対面での確認が困難な場合は、確認方法の「対面でない場合の方法」欄にTELかその他を選択し、その他の場合は確認方法を下記に記載する。
 ○当月重点指示事項は、「ながら運転、わき見運転の禁止」や「イェローストップの励行（交差点）」等、安全運転管理者が決めて記載する。
 ○特記事項は、「直行直帰」や「休出」、「出張中」等、また「アルコール検知した際に0数値でなかった場合、「再検査実施」や酒気帯び検知があった場合には、「運転停止」等の記載をする。
 ○確認者は、基本的には、安全運転管理者であるが、不在の時は、副安全運転管理者又は補助者を指定して、その者に確認させることができる。

令和 年度 自動車使用併用兼自動車日報

月分	安全運転管理者(検 証)
----	--------------

使用期日	使 用 併 用			報 告		部門長 (代行)	運行管理者 (決定・報告)	車両管理者 (検 証)	目視確認及び アルコールチェック表	
	使用時間	行先経路	用 務	走行キロ数	給油 特記事項				目視確認	アルコール チェック
月 日	自 時 分 至 時 分			使用前指針		代行検証	決定	検証	前	時 分
				使用後指針					報告	後
月 日	自 時 分 至 時 分			実走行		代行検証	決定	検証	前	時 分
				使用後指針					報告	後
月 日	自 時 分 至 時 分			実走行		代行検証	決定	検証	前	時 分
				使用後指針					報告	後
月 日	自 時 分 至 時 分			実走行		代行検証	決定	検証	前	時 分
				使用後指針					報告	後
月 日	自 時 分 至 時 分			実走行		代行検証	決定	検証	前	時 分
				使用後指針					報告	後
月 日	自 時 分 至 時 分			実走行		代行検証	決定	検証	前	時 分
				使用後指針					報告	後

※ 目視確認及びアルコールチェックは、それぞれ運転前後の確認の記録を一年間保存します。

令和6年度調査研究報告書

安全運転管理業務の教養資料作成に関する調査研究

この著作物の著作権は、自動車安全運転センターに属します。
無断使用を禁じます。

令和7年3月



自動車安全運転センター調査研究部

〒102-0084 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル2階

URL <https://www.jsdc.or.jp/library/research/tabid/123/Default.aspx>